

うきは市告示第91号

令和4年第5回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

令和4年8月24日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 令和4年9月2日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

---

○開会日に応招した議員

権藤 英樹君

高木亜希子君

高松 幸茂君

樋口 隆三君

組坂 公明君

佐藤 裕宣君

竹永 茂美君

岩淵 和明君

熊懷 和明君

中野 義信君

佐藤 湛陽君

伊藤 善康君

野鶴 修君

江藤 芳光君

---

○9月5日に応招した議員

---

○9月7日に応招した議員

---

○9月21日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和4年 第5回(定例)うきは市議会会議録(第1日)

令和4年9月2日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和4年9月2日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(報告第7号から報告第8号まで2件、議案第41号から議案第57号まで17件、請願第2号から請願第3号まで2件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 決算特別委員会の設置について
- 日程第8 決算特別委員会への議案審査付託
- 日程第9 報告第7号 令和3年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第10 報告第8号 うきはの里株式会社の経営状況について
- 日程第11 議案第42号 令和4年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第43号 令和4年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第44号 令和4年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第45号 令和4年度うきは市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第46号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第16 議案第48号 財産の取得について
- 日程第17 議案第51号 うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 請願の委員会付託(請願文書表)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(報告第7号から報告第8号まで2件、議案第41号から議案第57号まで17

件、請願第2号から請願第3号まで2件)

- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会）
- 日程第7 決算特別委員会の設置について
- 日程第8 決算特別委員会への議案審査付託
- 日程第9 報告第7号 令和3年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第10 報告第8号 うきはの里株式会社の経営状況について
- 日程第11 議案第42号 令和4年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第43号 令和4年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第44号 令和4年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第45号 令和4年度うきは市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第46号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第16 議案第48号 財産の取得について
- 日程第17 議案第51号 うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第18 請願の委員会付託（請願文書表）

---

出席議員（14名）

1番 榑藤 英樹君	2番 高木亜希子君
3番 高松 幸茂君	4番 樋口 隆三君
5番 組坂 公明君	6番 佐藤 裕宣君
7番 竹永 茂美君	8番 岩淵 和明君
9番 熊懐 和明君	10番 中野 義信君
11番 佐藤 湛陽君	12番 伊藤 善康君
13番 野鶴 修君	14番 江藤 芳光君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局 長 高瀬 将嗣君                      記録係長 宮崎 恵君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	重松 邦英君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	中野昭一郎君
総務課長	吉松 浩君	監査委員事務局長	松岡 美紀君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	山崎 秀幸君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和対策室長			石井 良忠君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務局長	浦 聖子君
建設課長	石井 太君	都市計画準備課長	石井 孝幸君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			佐藤 重信君
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	山崎 穰君
自動車学校長	松竹 信彦君	財政係長	竹上 欣宏君

---

午前9時00分開会

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、ただいまから令和4年第5回うきは市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に7番、竹永茂美議員、8番、岩淵和明議員を指名します。

---

**日程第2. 会期の決定**

○議長（江藤 芳光君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本市議会定例会の会期は、本日9月2日から9月21日までの20日間としたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日9月2日から9月21日までの20日間と決定をいたしました。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（江藤 芳光君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をします。

お手元に配付しております諸般の報告文書を御覧ください。

6月28日に主要地方道八女香春線国道昇格促進期成会通常総会が開催されております。

以下、各会議等が開催されておりますので、報告しておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますので御覧いただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がございましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。議員の皆様には常日頃より市政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼申し上げます。

本9月定例会は、条例の改正や補正予算並びに令和3年度決算の認定などに関して御審議をお願いするわけではありますが、6月定例会報告以降、本日までの主立った事業等の報告につきましては、お手元の資料の配付に代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

---

### 日程第4. 議案上程

○議長（江藤 芳光君） 日程第4、議案の上程を行います。

報告第7号から報告第8号まで2件、議案第41号から議案第57号まで17件、請願第2号から請願第3号までの2件、以上を上程いたします。

---

### 日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（江藤 芳光君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、令和4年第5回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今年の九州北部の梅雨明けは6月28日頃で、平年より21日早く、統計開始以来最も早い梅

雨明けと速報の発表がありました。その後、局所的な大雨被害や短時間大雨による被害等が発生いたしました。

まず、7月19日の大雨では、葛籠観測所において、1時間最大雨量で77ミリ、連続雨量で260ミリを観測し、床上浸水が1か所、市が管理します道路や河川等で6か所、林道で12か所に被害が出ました。

次に、8月16日、17日、18日は3日間雨が続き、葛籠観測所において1時間最大雨量で30ミリ、連続雨量で298ミリを観測いたしました。幸いにして大きな被害は発生しておりません。

そして、先日の8月24日の大雨では、総合福祉センターに設置している市の雨量計において、連続雨量で147ミリ、1時間最大雨量で21時から22時にかけて113ミリを観測し、気象庁から記録的短時間大雨情報が発表されました。市内におきまして、床下浸水8か所、道路冠水5か所等の被害が発生しております。現在、これらの災害箇所の復旧に向け、鋭意、取組を行っているところであります。

また、日本の南海上に目を移しますと、沖縄近海には非常に強い台風11号があり、徐々に北寄りに進路を変えながら、今後、九州に接近する予想がされており、注意が必要であります。これから本格的な台風シーズンを迎えます。災害対策については、これからも十分に気を引き締め、万全を期してまいりたいと思います。

一方新型コロナウイルス感染症の状況についてであります。福岡県におきましては、5月31日に福岡コロナ警報が解除されましたが、その後、6月下旬以降、新規感染者数が全ての世代において増加傾向となり、7月6日に福岡コロナ警報が発動されました。さらに、その後も感染が拡大していること及び引き続き医療提供体制を確保していくため、7月22日に福岡コロナ特別警報が発動されたところであります。

我が国におきましては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、令和4年8月31日時点で1,896万7,042人が感染をし、3万9,942人の方がお亡くなりになっております。福岡県では、98万4,372人が感染し、1,736人の方がお亡くなりになっております。うきは市におきましては、昨年9月26日に161番目の感染者が確認されてから、今年の1月11日までの3か月半、感染者が確認されていなかったのですが、1月12日から連日のように感染者が確認され、8月31日時点で4,833人の感染が確認されております。

感染拡大防止の切り札でありますワクチン接種に関しましては、浮羽医師会等の御協力の下、令和3年5月16日から接種を開始しまして、令和4年9月1日時点で、うきは市民全体では1回目接種率が79.80%、2回目接種率が79.18%、3回目接種率が62.91%となっております。また、4回目接種につきましては、対象となります60歳以上の方及び18歳以上

60歳未満で基礎疾患がある方、その他、重症化リスクが高いと医師が判断された方への接種券の発送を5月30日から開始し、6月1日から市内の医療機関で個別接種を開始し、加えて7月1日からは集団接種も開始しております。その後、7月22日からは医療従事者等、高齢者施設等の従事者を4回目接種の対象者に追加し、ワクチン接種を進めております。9月1日時点の接種者数は8,053人となっております。

さらに現在、オミクロン株に対応した新しいワクチンの接種について国のほうで手続等が進められており、現時点では、10月半ば以降にワクチン接種が実施される見込みとなっております。今後も引き続き、市民の皆様のワクチン接種が円滑に進むよう、最大限の取組に努めてまいります。

ところで、内閣府は国全体のマクロ経済の状況を明らかにするために、四半期ごとの国内総生産——GDP成長率を発表しております。8月15日に発表された令和4年4月期から6月期の速報値は、物価変動の影響を除いた実質GDP成長率は前期比0.5%増、年率に換算すると2.2%増となり、3四半期連続のプラス成長となっております。新型コロナウイルス対策のまん延防止等重点措置が3月下旬に解除され、個人消費が持ち直したものと見られております。一方で、4月期から6月期に成長を牽引していた個人消費は、新型コロナウイルス感染症第7波の影響を受け、今後、大きく鈍るのではないかとの見方もあり、景気回復への影響が懸念をされております。

このような経済情勢の中、長期化するロシアによるウクライナ侵攻、そして、長引くコロナ禍や円安等の影響により、原油価格や物価が上昇しており、国民生活に影響を与えております。こうした状況を踏まえ、政府はコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を閣議決定し、その関係経費等に係る令和4年度補正予算が5月31日に国会で成立をしております。

うきは市におきましても、国や県の支援策と合わせ、コロナ禍で経済的に厳しい環境に置かれ、また、原油価格や物価高騰等によって影響を受けている市民の皆様や事業者の皆様等に対する支援を行うため、新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策に伴う独自の支援策を取りまとめ、これらに関連する予算につきまして、補正計上させていただいております。

うきは市では、厳しい財政状況の中ではありますが、引き続き国や県の施策動向を注視しつつ、コロナ禍において、物価高騰の影響を受けた市民の皆様や事業者の皆様の負担軽減となる支援措置を講ずるとともに、新しい生活様式を踏まえたまちづくりやSDGsと脱炭素化、持続可能な地域づくり、さらには若年層の人口減少対策などの重要な課題について取組を強化させていく所存であります。施策の推進に当たりましては、議会との連携が重要でございます。議員の皆様のご理解、御協力を賜りながら施策を進めてまいり所存であります。活力あるうきは市の形成に向け、引き続き御協力を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、条例案件2件、人事案件1件、予算案件5件、決算案件6件、その他の案件3件と、報告2件となっております。

まず、報告第7号は、令和3年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について報告を行うものでございます。

報告第8号は、うきはの里株式会社の経営状況についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和3年度の経営状況につきまして報告を行うものでございます。

議案第41号から議案第45号までは、令和4年度補正予算についてであります。

議案第41号は、令和4年度うきは市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億1,474万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170億6,973万2,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、地方交付税4億9,477万2,000円、国庫負担金5,237万1,000円、国庫補助金2億6,955万9,000円、県補助金9,258万6,000円、寄附金4,700万円、繰越金7億1,087万円の増額補正と、基金繰入金6億6,786万円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費4億6,171万9,000円、戸籍住民基本台帳費1,552万8,000円、民生費では社会福祉費4,306万6,000円、児童福祉費1,637万2,000円、衛生費では保健衛生費1億2,921万3,000円、農林水産業費では農業費9,749万1,000円、商工費では商工費5,442万2,000円、土木費では道路橋りょう費8,190万円、下水道事業費7,690万円、災害復旧費では公共土木施設災害復旧費1,200万円の増額補正を計上いたしております。

議案第42号は、令和4年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,115万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,761万2,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金1億4,115万1,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、基金積立金7,999万9,000円、予備費6,115万2,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第43号は、令和4年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出



それぞれ5億911万3,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金201万円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、予備費201万円の増額補正を計上いたしております。

議案第44号は、令和4年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,476万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,810万4,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金2,776万5,000円の増額補正と、基金繰入金300万円の減額補正を計上いたしております。

歳出は、学校費では事業費2,200万円、予備費276万5,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第45号は、令和4年度うきは市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入の額から340万円を減額し13億9,878万3,000円とし、収益的支出の額に99万6,000円を追加し13億246万5,000円とするものでございます。

収益的収入は、営業収益8,030万円の減額補正と、営業外収益7,690万円の増額補正を計上いたしております。

収益的支出は、営業費用99万6,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第46号は、人権擁護委員の推薦についてであります。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、任期満了に伴う人権擁護委員4名の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

議案第47号は、和解及び解決金の額を定めることについてであります。

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、損害賠償請求事件の和解及び解決金の額を定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第48号は、財産の取得についてであります。

消防タンク自動車1台の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及びうきは市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第49号は、うきは市道路線の変更についてであります。

うきは市道路線の変更1件について、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第50号は、うきは市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

マイナンバーカードを利用した印鑑登録証明書の交付申請サービスを導入するため、うきは市

印鑑条例の一部を改正するものでございます。

議案第51号は、うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国家公務員の育児休業等に関する法律に基づき、人事院規則の一部が改正され施行されることから、うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第52号から議案第57号までは、令和3年度の各会計の決算について、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

---

## 日程第6. 委員会調査報告

○議長（江藤 芳光君） 日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続調査申出があつておりましたので、その調査報告を求めます。

初めに総務産業常任委員会の調査報告を求めます。12番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 報告します。

令和4年第3回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告をいたします。

調査テーマ。

- 1、災害危険箇所に関する調査。
- 2、公共施設等総合管理計画に関する調査。

- 1、災害危険箇所に関する調査。

日時、令和4年7月6日。

場所、①妹川葛籠ヶ迫地区。市道、元有・上梅カニ線（令和3年8月地滑り現地）です。

②19区、安免川（河川越水による浸水）。

③長野区、隈上川・筑後川合流点。

（3）出席者、総務産業常任委員会6名、農林振興課2名、建設課3名、市民協働推進課2名、議会事務局1名。

(4) 調査の要旨。

毎年繰り返し起こる豪雨災害への対応状況について、市内の3か所の改修工事の状況について確認を行い、議会として今後の審議の参考にする目的で視察調査を行った。

(5) 主な内容。

①妹川葛籠ヶ迫地区市道は、令和3年8月11日から17日の豪雨の際に、市道路（旧八女香春線）路面（谷側）が崩落し、路面の復旧工事は終了しているが、路面下の樹林帯の地滑りの兆候が見受けられ、一部50センチほどの段差ずれが見られた。地権者からの相談も寄せられ、茶畑に通じる農道や下流域には30戸ほどの檜ヶ平地区があり、改修要望が出されていたことから現地視察を行った。

この地域は保安林の指定を受けており、福岡県に対し緊急要望を行い、令和4年度から5年度にかけ、「緊急予防治山事業」を実施予定との説明があった。令和4年度5月から、5本の斜面のひずみなどを測る調査を開始し、地滑りの原因を確認して、「山腹工」の工法を決めるとしている。また、治山工事として2基の「谷止工」を予定して、令和4年度に1基、令和5年度1基を予定しているとの説明であった。

ここで、質疑応答があつておりますが、これは目を通していただきたいと思ひます。

②総合福祉センター西側に位置する19区安免川の越水は、豪雨の際、2つの水路が直角に合流する地点の下流部分の河道が狭窄部となっているため、下流域にスムーズに流れず、「氾濫」を頻繁に起こしており、地元から毎年のように改修要望が出されている。令和4年度予算で、「河川改良費」として一般財源で測量設計委託料1,000万円を計上し、令和5年度に工事着工を予定しており、現地視察を行った。

担当課からは、「安免川河川改修予定箇所」の図面を基に、主要の合流地点の改修方法について説明を受け、2つの河川が合流し、農業用水路確保のため安免川に堰を設けており、水利管理との関係もあり、ネックポイントとして改修方法を検討中とのことであった。

ここでも質疑応答があつておりますが、これは目を通していただきたいと思ひます。

次に、③隈上川・筑後川合流地点の長野橋付近の河川改修は、国、県、市により令和2年度より改修工事を着手しているが、築堤、樋管改築、サイフォン改築、橋梁架け替えが行われている。「隈上川河川改修箇所」の図面を基に、長野水神社駐車場側から説明を受けた。サイフォンの工事は令和3年度完成、余水吐水門、取付け水路は令和4年度完成予定、立て坑周辺造成は令和5年度以降の工事、長野橋架け替え工事は令和6年3月完成予定、中鶴堤防は3年計画で現在、地権者と協議中、長野橋から下御所橋までの右岸に築堤を計画しているとの説明であった。

次の質疑応答は、記載のとおりであります。目を通していただきたいと思ひます。

④現地視察終了後、担当所管との意見交換を実施した。主な質疑及び意見、回答は記載のとおり

りであります。目を通していただきたいと思います。

#### (6) 所見。

毎年頻発する災害に対する行政区からの改修要望は、令和3年度で100件を超え、ほとんどは対応完了としている。一方、地域全体の安全を確保する河川改修や治山に係る改修は年単位となり、調査・設計・工事と連続する豪雨災害には十分に対応できていない状況がある。各委員からも、うきは市の防災計画や避難の在り方など、周知の徹底を求める意見、河川、治山等の改修工事についてはハザードマップ情報と併せ、整備計画の優先順位を意識して整備を進めるべきとの意見があり、市民の安全な暮らしを優先し、目標をもって改修計画を進めることを望みます。

次に、2つ目の調査であります公共施設等総合管理計画に関する調査。

日時、令和4年8月3日。

場所、第1委員会室。

出席者は9名、総務産業常任委員会7名、企画財政課2名、議会事務局1名。

#### (4) 調査の要旨。

地方公共団体において厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことも予想される。早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化など計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが求められている。公共施設等総合管理計画を実行するに当たっては、市民の暮らしや地域の在り方に直結した問題であるとの認識に立ち、改訂後の計画の概要を把握するため、また計画の中間時点での現状と取組について調査を行った。

#### (5) 主な内容。

企画財政課契約管財係より、計画の概要について説明を受けた。

総合管理計画は公共施設の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、平成26年4月の総務省通知により、平成29年3月に策定したものである。計画期間は平成29年度から令和8年度までの10年間とし、中間年である令和4年3月には、主に時点修正や総務省の留意事項を踏まえ、一部改訂を行った。また、総合管理計画に基づく個別施設計画は、改訂前の総合管理計画で示した考え方を元に点検・診断によって得られた個別施設（建物）ごとの具体的な対応方針を定めたものである。

建物系施設について。

総合管理計画では、直近の建物台帳に登録されている普通財産を除く全ての行政財産（建物）を対象に、将来の更新費用を推計している。建築年や面積・用途等から、総務省が示す更新費用試算の考え方（対象面積×標準単価）により、積算を行ったものである。改訂前は、建築から30年後に大規模改修を行う「予防保全」を実施することにより、鉄筋コンクリート造（法定耐

用年数47年)の建替周期を60年まで延ばすものとして更新費用を求めているが、改訂後は、建築から20年目と60年目に大規模改修を、40年目に長寿命化改修を行うことで80年まで引き延ばし、中長期的なトータルコストの削減を図ることとしている。

なお、令和2年度に策定した個別施設計画では、建物台帳に登載された行政財産のうち、次の要件に該当する施設を対象とし、19本の計画が策定されている。

1つ、躯体が健全であること。

小規模な附属建築物(おおむね200平方メートル未満)でないこと。

普通財産や廃止予定の財産でないこと。

ここでまとめると、対象施設の長寿命化の方針は、「事後保全」から「予防保全」へと変わっております。

インフラ資産について。

総合管理計画における道路・橋梁・下水道施設等については、各所管省庁のインフラ長寿命化計画との整合性を図りながら推進するものとし、細かくは規定していないが、建物系施設と同様に総務省が示す更新費用試算の考え方(対象面積等×標準単価)により、将来の更新費用を推計している。具体的には道路・橋梁の総面積、下水道の管路延長距離に対する更新単価等を適用して積算を行っている。国の社会資本整備総合交付金を活用するためには、長寿命化計画が必要であることから、うきは市では次の個別施設計画を策定している。

橋梁長寿命化修繕計画、舗装個別施設計画、下水道ストックマネジメント計画、汚水処理構想。

担当からの概要説明後、質疑応答を行いました。個別施設計画に係る詳細部分については、各所管対応となるため別の機会に行うこととし、今回の調査は終了いたしました。主な質疑、意見は記載のとおりであります。目を通していただきたいと思います。

最後に(6)所見。

今回の公共施設等総合管理計画に関する調査は、改訂後の計画の概要を把握するため、また計画の中間時点での現状と取組についての調査であったので、企画財政課のみの調査となった。調査の中で、合併前より2町にある同様の施設の統廃合と、急速な人口減少に伴う身の丈に合った今後の公共施設の在り方、それに現存する公共施設の大規模改修等の方法が変わり、長寿命化を今までよりさらに延ばすことにより、財政負担の軽減を行うものである。公共施設の統廃合は必要なことと考えるが、今ある施設が統廃合によりなくなることは反対、残してほしいという市民の声も多くある。今後、この計画を実行するに当たっては、市民の意見をよく聴き、丁寧な説明を行い、市民の合意を得た上で進めていただきたいと思います。

以上、総務産業常任委員会の閉会中の調査事項報告とします。

○議長(江藤 芳光君) 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、厚生文教常任委員会の調査報告を求めます。6番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 裕宣君） 令和4年うきは市議会6月定例会において、閉会中の調査申出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告する。

1、子ども子育て世帯への支援策に関する調査。

調査期日、調査場所、出席者については記載のとおりでございます。

4、調査目的、少子高齢化、人口減少が加速する中で、人口減少対策として一番の課題はいかに若年層、特に子育て世代の流出を防ぐかであると考え。平成31年3月に、うきは市子育てに関するアンケート調査報告書がまとめられた。報告書の中で「充実を図ってほしい子育て支援」という項目では様々な要望があったが、その内容をまとめると、「子育てにかかる費用負担の軽減」に関する要望が多く見られ、当委員会において、最も子育て世代の満足度を高めるための施策とは何かという議論の中で、「子育てにかかる費用負担の軽減」について調査を進めることにした。

そこで、まずは、うきは市の現状を把握するための所管事務調査を行った。

5、調査内容、調査ではまず、学校教育課から小・中学校の各入学時に係る費用、学級費・学業費の内訳等の資料、福祉事務所からは保育所・学童保育所の利用者負担額、子育て支援センター・出前保育の利用者数、また市民生活課からは子ども医療費に関する資料を提出いただき、各所管ごとに説明を受けながら、一律ではないが、幼児期から中学校までの子供1人当たりにかかる費用について調査した。資料については、別紙添付しておりますので御確認ください。

調査の中で、委員からは、市内中学校2校の制服の見直しについての質疑があり、所管から検討委員会で2年間検討し、令和6年度からスタートするとの回答があった。また、給食費について、市の負担を検討したことがあるかとの質疑に対しては、小・中学校の給食費を合わせると1億円以上になり、全額負担することはうきは市では難しいと考えているとの回答であった。さらに保育所の副食費についての質疑では、小学校よりも高いが、国の基準で4,500円程度となっており、他の市町村でも同様の金額との回答であった。

そのほかにも様々な質疑応答があり、子供子育てについて活発な意見交換ができた。

6、所見。

「子供は国の宝、地域の宝」という言葉をよく耳にする。子供が地域の宝、国の宝であるならば、その子供を産み育てるお父さんやお母さんも国の宝であり、地域の宝である。安心して子供を産み育てる環境づくりに努め、子育て世代のお父さんやお母さんが、「うきは市は子育てに優しい」と実感することによって、うきは市への移住・定住促進につなげる。それこそが一番の地方創生ではないだろうか。市の財政力との絡みもあり、できる範囲は限られているが、当委員会としては、今後とも調査を進め、安心して子供を産み育てることのできる環境、条件の整備について政策提言を行っていきたいと考えている。

次に、地域福祉政策に関する調査でございます。

期日、調査場所、出席者は記載のとおりでございます。

#### 4、調査目的。

団塊の世代が75歳（後期高齢者）を迎える2025年問題は、うきは市においても大きな課題の1つだと言える。高齢者の尊厳の保持と自立支援を目的とした「地域包括ケアシステムの構築」に向けて、各地域の様々な取組が急務であるが、その現状を把握するための調査を実施した。併せて、免許返納、核家族化による独居老人の増加に伴い、いわゆる「買物難民」と言われる方が今後増えてくると予想される。うきは市では買物支援のために現在、市と連携協定を結んでいる民間企業3社の「移動販売車」が稼働しているが、移動販売車の普及、拡大に向けての課題を把握するため、その取組について調査を行った。

#### 5、調査内容。

調査では所管より、地域による見守り活動として「通所型サービスB」について説明を受けた。現在、うきは市では福富地区の「福富ほっこり」、御幸地区の「にこにこサロン」、江南地区の「なないろ」、3地区の自治協議会が実施している。「通所型サービスB」は、65歳以上で認定がない方、これは介護認定がない方でございます。要支援1・2の方、チェックリストに該当する方を対象に、参加者みんなで体操やレクリエーションをしたり、専門職の講話を聞いたり、健康づくりに向けた取組を行っている。「福富ほっこり」では、その様子を見学させていただいた。現在40名程度登録者がおり、毎週水曜日と木曜日に2班に分かれて実施しているとのことである。

移動販売車に関しては、サンピットバリュー・とくし丸・セブンイレブンの民間企業3社と市が連携協定を結んで取組を行っているが、協議の中でできる限り3社の要望、意見を取り入れるようにしているとのことであった。

所管の説明の後、サンピットバリュー久次氏、セブンイレブンうきはバイパス店原口氏の話も伺った。令和4年度当初予算の助成はありがたかったが、車の修繕等、維持費に経費がかかる。車も古いので買換え時期に来ているが、買い換えるには、現在使用中の1トン車であれば

800万円、軽車両に替えても500万円程度必要とのこと。また、高齢者の死亡、施設入居等により、過疎地域ほど以前より利用者が減少しているとのことであった。

#### 6、所見。

調査の中で、地域包括ケアシステムの構築に向けて所管職員が真剣に取り組んでいることを感じた。「通所型サービスBが、今後、高齢者見守りの要になると考えている」との担当係長の発言もあった。ただ、11自治協議会のうち、まだ3自治協議会しか実施していない。その中で江南の「なないろ」は、今年6月に立ち上げたばかりで、熊本の事業所に委託して立ち上げ支援を受けている状況である。いかにして11全部の自治協議会での実施を実現させていくのか、また、サポーターや送迎ボランティア等の人的不足といった課題もある。普及に向けては、このような課題とどう向き合っていくのかという視点が必要だと考える。

買物支援の中で、「移動販売事業」の果たす役割は大きい。また、事業者の協力がなければなし得ない事業でもある。協議の中でできるだけ事業者の意見・要望を取り入れて、市として必要な支援を行っていくべきだと考える。

以上、厚生文教常任委員会からの報告といたします。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

---

### 日程第7. 決算特別委員会の設置について

○議長（江藤 芳光君） 日程第7、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。令和3年度うきは市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに地方公営企業会計決算の審査を行うため、議員全員による決算特別委員会を設置したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議員全員による決算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りします。決算特別委員会の委員長及び副委員長の選出につきましては、議長の指名推選にしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選で行うことに決定をいたしました。

それでは、決算特別委員会の委員長に13番、野鶴修議員、副委員長に12番、伊藤善康議員を指名して決定をいたします。

---

### 日程第8. 決算特別委員会への議案審査付託

○議長（江藤 芳光君） 日程第8、決算特別委員会への議案審査付託を議題といたします。

お諮りします。議案第52号令和3年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第57号令和3年度うきは市下水道事業会計決算の認定についてまでの6件を決算特別委員会へ審査付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第52号から議案第57号までの6件を決算特別委員会へ審査付託することに決しました。

---

### 日程第9. 報告第7号

○議長（江藤 芳光君） 日程第9、報告第7号令和3年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。山崎企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 改めまして、おはようございます。企画財政課、山崎でございます。お手元、議案書の1ページを御覧ください。

報告第7号令和3年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。

事前に配付しております令和3年度財政健全化判断比率の算定資料、こちらのほうと併せて説明をさせていただきます。

財政健全化判断比率は、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための財政指標となるものでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率並びにその算定の基礎となる書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し公表しなければならないと定められております。

議案書の2ページを御覧いただきたいと思っております。

この指標は4つございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標となっております。これ、施行令第7条の規定に基づきまして、それぞれに早期健全化判断基準が定められております。この比率のいずれかが基準以上となりますと、財政健

全化計画を議会の議決を経て策定し、国・県への報告が必要になります。また、将来負担比率を除く3つの比率には、議案書2ページの右横にあります財政再生基準が定められております。比率のいずれかがこの基準以上である場合には、財政健全化計画と同様に、財政再生計画の策定が必要になってまいります。こちらになりますと、総務大臣の許可を得なければ地方債の発行ができなくなるなどの制約が課せられることとなります。少しかみ砕いて言えば、早期健全化基準は、サッカーで言うイエローカードに相当しますし、財政再生基準は、レッドカードに相当するものでございます。このイエローカードを設けることによって、早めに自治体に警鐘を鳴らして、財政健全化に導いていくということになっているところでございます。

それでは、算定資料のほうで説明をさせていただきます。1ページを御覧ください。この比率、も含めて理解がなかなか難しいものでございます。なるべく分かりやすく説明したいと思っております。

この実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合となります。この資料の1ページに、上のほうに算定式がございまして。

こちらの分母となります標準財政規模とは、標準税収入額等と普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額の合計額の9億5,364万8,000円になります。一方、分子となります一般会計等の実質赤字額は、本市の場合、一般会計と自動車学校特別会計が該当しまして、こちらの実質収支の合計額が8億8,963万6,000円の黒字ということになっております。実質赤字比率については、赤字額が生じなければ当該比率も生じないこととなりますので、議案書2ページのとおり、表記についてはハイフン表記になっておるところでございまして。

なお、実質赤字比率における早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じて定められておまして、1ページに計算式がございしますが、結論から言えば13.49%。財政再生基準については、市町村は20%と定められております。

次に、連結実質赤字比率でございまして。資料は2ページとなります。

この連結実質赤字比率は、先ほどの分が一般会計と自動車学校会計だけでしたけども、今度は全会計を対象を広げて、その分の標準財政規模に対する割合になってきます。本市の場合、一般会計等から簡易水道事業会計までの実質収支及び資金剰余額の合計額が、こちらの10億3,280万円と3億2,944万7,000円の合計の13億6,224万7,000円の黒字になっております。そのため、議案書2ページについては、先ほどと同様、ハイフン表記になっているところでございます。

この連結実質赤字比率における早期健全化基準は、実質赤字比率の基準に5%を加算した18.49%、財政再生基準は、実質赤字比率の分に10%を加算した30%になっているところでございます。

続いて、実質公債費比率でございます。資料は3ページでございます。

計算式がこれになるとかなり入り乱れていると言いますか、複雑になっておりますけれど、要は、この実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合の、こちら3か年平均となります。

資料3ページの計算式にあります①から⑮の数値につきましては、次の4ページのほうにそれぞれ該当する項目ごとに数値が記載されておりますので、こちらの数値を当てはめて計算をするわけでございます。それで、この4ページの中段の右のほうに実質公債費比率の3年分の比率が載っております。こちらの平均が今回の実質公債費比率になりまして、7.0ということになります。これは、令和2年度の数値9.1ポイントから2.1ポイントの改善をしているところでございます。この実質公債費比率における財政健全化基準は、議案書にありますように25%、財政再生基準は35%と、それぞれなっているところでございます。

次に、将来負担比率でございます。資料は5ページでございます。

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合となっております。将来負担額は、資料5ページから6ページにかけてそれぞれ項目ごとに記載しております。これの合計額となりまして、これから7ページに記載があります充当可能基金額、特定財源見込額、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額を差し引いた額が分子の額となっております。ちょっと難しゅうございます。分母は、先ほどの実質公債費比率と同じでございます。

そして、7ページ一番下にありますように、本市の場合、充当可能財源が将来負担額を上回り35億7,632万8,000円のマイナスになっております。これにより将来負担比率は生じないため、議案書2ページにありますように、本市の将来負担比率はハイフン表記となっております。

なお、早期健全化基準は、市町村については350%と定められておりまして、こちらについては、財政再生基準は設けられていないということでございます。

以上のように、本市の健全化判断比率の状況につきましては、4つの指標とも早期健全化基準、先ほど言いましたイエローカードを超えることはなく、現時点では健全な財政運営状態になっているということで判断をされているところでございます。

続きまして、議案書3ページを御覧ください。こちらは、令和3年度の公営企業会計に係る資金不足比率ということでございます。

資金不足比率とは、公営企業ごとにおける資金不足額の事業規模に対する比率のことでありまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定により、健全化判断比率と同様に監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し公表しなければならないと定めている

ものでございます。

まず、下水道事業会計については、(1)には流動負債から控除企業債等を控除した額1億566万3,000円が計上をされます。

算入地方債は、建設改良事業以外に充てた地方債で3,577万6,000円。

次の(3)については、流動資産から控除財源等を控除したもので3億5,009万5,000円が計上されております。

解消可能資金不足額(4)は該当がないため、ゼロになっておりまして、資金不足額・剰余額(5)の欄は、計算式に当てはめて計算をしていきますと、下水道事業会計はマイナス2億865万6,000円の、こちらマイナス表示の分は剰余額となりますので、剰余ということになります。

事業の規模欄(6)については、営業収益に相当する収入額から、受託工事収益に相当する収入額を控除した額が計上され、下水道事業会計では、使用料収入等の4億4,146万2,000円が計上をされます。

そして、一番右の資金不足比率の欄は、式が示すように、(5)の資金不足額を(6)の事業規模で割って算出をしますが、資金不足は発生していないということで、この場合はハイフン表記になるものでございます。なお、公営企業会計における早期健全化基準に相当するものとして、経営健全化基準というものが設けられまして、これが20%と定められているところでございます。

簡易水道事業会計についても同様の計算でいきますと、資金不足が発生していないため、同比率はハイフン表記になっているところでございます。

この公営企業の資金不足比率、なかなか理解するのが難しゅうございまして、私どももなかなか理解するのが苦労しているところが正直なところでございます。

以上のとおり、公営企業に係る資金不足比率についても、現時点においては比較的健全な状態であると判断されているところでございます。

なお、監査委員の御意見につきましては、別冊の財政健全化審査意見書及び公営企業会計経営健全化審査意見書に記載のとおりでございます。

長くなりましたが、説明は以上です。

○議長(江藤 芳光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、竹永議員。

○議員(7番 竹永 茂美君) お尋ねいたします。

まず、こちらの説明がありました議案書の3ページ、公営企業の部分ですが、下水道事業と簡易水道事業が挙げられていますが、令和3年度におけるそれぞれの一般会計からの繰入額、拠出

額といいますか、それを教えていただきたいというのが1点です。

それからもう一点が、令和3年度財政健全化判断比率算定資料の7ページになります。地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額というのが丸の3つ目にありますが、その中で一番下、公債費91億9,613万5,000円、これの内訳を教えていただきたいと思います。

以上、2点です。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 今、竹永議員から2点の御質問をいただきました。

まず、下水道事業会計の分の一般会計からの繰入額ですけれども、7億4,400万円になっております。それから、簡易水道については5,517万3,000円となっているところでございます。

それから、2点目の公債費の内訳というか、こちらは、交付税に算定される分の積み上げになりますので、そういった御理解でお願いしたいなと思っております。ちょっと詳細な手持ち資料がございません。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 2点目については、後から資料を頂きたいと思いますが、お願いできますか。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで報告第7号の報告を終わります。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。10時30分より再開します。

午前10時17分休憩

-----  
午前10時30分再開

○議長（江藤 芳光君） それでは、再開いたします。

#### 日程第10. 報告第8号

○議長（江藤 芳光君） 日程第10、報告第8号うきはの里株式会社の経営状況についてを議題といたします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。手島うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課の手島です。

それでは、議案書の4ページです。朗読は省略させていただきます。資料は、事前にお配りをしております令和4年6月29日開催のうきはの里株式会社第24期定時株主総会の議案書抜粋

版に基づき、経営状況について報告させていただきます。説明につきましては、経営状況の要点のみとさせていただきます。

第24期定時株主総会議案書の3ページをお開きください。

今回、報告いたします第24期は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までが対象期間となります。

事業の概要です。今期は、新型コロナウイルスの感染症拡大に始まり、5月には福岡県で3度目の緊急事態宣言が発せられるなど、感染拡大による影響が懸念されましたが、感染拡大防止対策を講じ、順調に推移しました。特に桃は天候にも恵まれ、高品質な商品が出荷され、マスコミ等による報道で集客増となるなど、結果的に売上げ、客数ともに昨年を上回り、2年連続して10億円を突破することができました。また、6月には国土交通省の「防災道の駅」に県内で唯一選定され、10月には積水ハウスとマリOTTインターナショナルによる隣接地へのホテル進出が決定をされました。

次に、実績推移です。詳細は後ほど11ページで御説明をいたしますが、表の本年度額のみ説明をいたします。

まず、総売上金額は11億2,479万円で、前年度比105%となり、売上げを伸ばしました。

次に、売上総利益は2億1,625万6,000円で、前年比103%となり、こちらも伸びております。

販売費及び一般管理費は1億8,421万9,000円で、前年比101%となりました。

次に、営業利益は3,203万6,000円で、前年比114%となりました。この営業利益は、2つ上の売上総利益から、1つ上の販売費及び一般管理費を差し引いた額となっております。

次に、営業外収益は416万2,000円で、出店料や看板設置などの収入となっております。

次に、営業外費用は87万円で、借入れ利息などとなっております。

次に、経常利益は3,532万8,000円で、前年比109%です。この経常利益に次の特別利益を合計し、次の特別損失を差し引きますと、次の当期利益が3,056万1,000円で、前年比103%となりました。

次の利用者延べ人数につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、4ページをお願いいたします。株式の状況です。

前年度と変更なく、2の発行済株式総数2,000株のうち、うきは市の株数は1,544株となっております。

次に、5ページをお願いいたします。役員会の実施状況です。

取締役会や株主総会などの開催状況を記載しております。詳細は記載のとおりです。

次に、6ページをお願いいたします。従業員調書です。

区分ごとに従業員数を掲載しております。詳細は記載のとおりです。

次に、7ページをお願いいたします。第24期の事業の実施状況について記載をしております。重点取組事項として、徹底した新型コロナウイルス感染症拡大防止や、経営診断報告書に基づく改善策の具現化、外販部門の強化など、8ページまで11の項目に取り組んでおります。詳しくは記載のとおりでございます。

続きまして、9ページから決算報告書となります。

10ページをお願いいたします。貸借対照表になります。令和4年3月31日現在の財務状況となります。表の左側の資産の部でございます。

まず、流動資産は2億2,156万7,240円です。内訳は記載のとおりですが、現金や預金、売掛金などとなります。

次に、中段の固定資産は2億1,228万571円です。主なものとして、有形固定資産のうち、土地が1億5,599万4,787円で、道の駅東側に駐車場用地を取得したことによるものです。また、1つ下のリース資産3,010万9,570円は、店内にセミセルフレジを導入したことに伴うものです。さらに投資その他の資産の科目にございます基金拠出金の1,000万円は、一般社団法人うきは観光みらいづくり公社に認められた資金調達方法で、うきはの里株式会社より基金拠出をしておるものです。一番下の欄の資産合計は4億3,443万445円となります。

次に、表の右側の負債の部でございます。

流動負債は4,508万3,388円で、内訳は買掛金や未払金などでございます。

次に、固定負債は7,940万6,804円で、内訳は記載のとおりですが、1つ目の長期借入金は、駐車場用地購入に伴う金融機関からの借入れになっております。それから、4つ目のリース債務は、主にセミセルフレジの導入に伴うものでございます。表の中段の負債合計は1億2,449万192円となります。

次に、右下の純資産の部でございます。こちらは13ページでも説明をいたしますけれども、株主資本は3億994万253円で、このうち繰越利益剰余金の金額は7,694万253円となっております。純資産合計は、株主資本と同額の3億994万253円です。一番下の欄の負債・純資産の合計は、左の資産合計と同じく4億3,443万445円となります。

続きまして、11ページをお願いいたします。損益計算書です。

これは、1年間の収益と費用の状態を表す財務諸表でございます。右端の数字が、先ほどの3ページで御説明をした事業報告の数字と同一となっております。

まず、純売上高は11億2,479万459円で、次の売上原価9億853万3,967円を差

し引きますと売上総利益となりまして2億1,625万6,492円となります。

また、販売費及び一般管理費が1億8,421万9,972円で、1つ上の欄の売上総利益を差し引きますと、次の営業利益は3,203万6,520円となります。一番下の当期純利益は2,335万3,231円となっており、前年よりも約430万円の増加となっております。

次に、12ページの販売費及び一般管理費です。主なものとしまして、上から2つ目の管理部給与は、管理職が3名増えたということ、それから、下から5つ目の警備委託料は、東側駐車場などへ警備員を増やしたことによりまして、前年比で増となっております。

次に、13ページをお願いいたします。株主資本等変動計算書です。

先ほど10ページの貸借対照表の右下の純資産の部における各項目の変動事由を把握するために作成をされるもので、会社法に基づき作成する財務諸表となっております。

表の1行目、当期首残高で資本金が1億円、それから利益準備金が2,500万円で、こちらは商法の規定によりまして、資本金の4分の1を利益準備金として積立てをするものです。

また、次のその他利益剰余金がそれぞれ計上しておりまして、利益剰余金の合計は1億8,858万7,022円で、株主資本合計は、純資産合計とともに2億8,858万7,022円です。

このうち表の右から5つ目の列でございます。繰越利益剰余金を見ていただきまして、3行目、剰余金の配当の行ですが、繰越利益剰余金がマイナス200万円となっております、株主への配当金を計上しております。

次に、5行目の当期純利益では、繰越利益剰余金が2,335万3,231円となっておりますが、こちらは11ページの損益計算書の一番下に記載をしております当期純利益の額となっております。したがって、繰越利益剰余金の列を縦に計算いたしますと、当期首残高から剰余金の配当の200万円を引きまして、当期純利益を足しますと、一番下の当期末残高となっております。

次に、14ページをお願いいたします。個別注記表です。

こちらは会社の会計指針について記載しております。詳しくは記載のとおりです。

次に、16ページをお願いいたします。

こちらは令和4年6月17日に行われました監査結果を記載しております。

次に、17ページをお願いいたします。

株主総会第1号議案としまして、18ページにありますとおり、配当の割当てを一株1,000円とし、2,000株で200万円とすることが提案されまして、承認をされております。

次に、19ページ以降の第2号議案につきましては、次年度の事業計画案となりますので、説



明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして、地方自治法第243条の3第2項に定められております経営状況の報告を終わらせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

事業報告書の3ページ、実績推移の中で、純売上金額の中身は書いてありますが、このレストランを含む売上げということになっていますが、レストランと農産物の販売だと思いますが、その内訳をお願いいたします。

それから、7ページ（3）外販部門の強化ということで、1行目の最後のほうから、昨年より稼働した道の駅オンラインショップを利用し云々とありますが、これの成果並びにこのオンラインショップに係る経費はお幾らか、お尋ねいたします。

それから、同じく10ページの貸借対照表の流動資産のほうで定期預金1億円を預けてありますが、その右側を見ますと、長期借入金、先ほど駐車場の購入に4,122万2,000円、それからセルフレジのリースのために3,010万9,570円とありますが、現況、定期預金の利子がほとんどつかない状況であれば、このような長期借入金を借りるのじゃなくて、定期預金をそちらに回したほうが有益だと思いますが、その辺、なぜそうなったのか、説明をお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 3点の御質問をいただきました。

1点目のレストランとの内訳、それから2点目のオンラインショップの経費につきましては、申し訳ありませんが、後ほど回答をさせていただけたらと思っております。

失礼しました。1点目の御質問でございます。先ほどの売上げの中の内訳としまして、11ページの損益計算書の一番上でございますが、物産館の売上げがこちらに載っております。8億7,599万2,336円ということで、残りがレストランの売上げというふうに理解をさせていただけたらと思えます。

それから、2点目のオンラインショップの件でございます。オンラインショップは、令和3年度売上状況としまして、約180万円の売上げを上げております。ほぼフルーツでございまして、梨が一番売れてございまして、その次に柿というような状況でございます。

それから、3点目の借入れについてのお話でございます。確かに借入れ、必要なのかということでございますけれども、やはり手元に現金、キャッシュがあったほうが無難というような経営の診断もいただいておりますので、そういう意味で借入れをいたしまして、キャッシュの確保をしております。

先ほどの2点目のオンラインショップの費用につきましては、確認をさせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ちょっと分からないところがあるので、お尋ねをしたいと思います。

1つは、営業外収益について若干減少していると思います。先ほど1つ説明の中で、出店や看板等の設置とかということでおっしゃってましたけど、どういった項目で減少になったのか、教えていただければありがたいと思います。

それからもう一つ、同じく11ページになりますけど、一番下のところで法人税、住民税及び事業税というのが前年より低くなっている理由がどうい理由なのかを教えていただければありがたいなというふうに思っています。たしか前年が1,000万円を超えてたと思うんですけど、全体としてもどうなってるかというのを教えてください。

それから、6ページのところで従業員調書が出されております。昨今の時間給の引き上げ、最低賃金の引き上げ等という問題は、社会的な課題としてあるだろうというふうに思っております。そこで、月額で決めている、あるいは日額で決めている、あるいは時間で決めているものの該当、これがこの表がどういうふうに該当されているのか、それが分かる資料があったら、口頭で説明いただいても構いませんけど、教えていただければありがたいなと思います。特に社員のところの平均的な賃金水準がどの程度なのか、分ければ教えていただければありがたいと思っています。

取りあえず3点、お願いします。

○議長（江藤 芳光君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 3点の御質問をいただいたかと思えます。

まず、営業外収益が減少した理由でございます。こちら、主に2つございます。こちら、IT補助金というのを申請する予定でございましたけれども、令和3年度にその補助申請ができずに、翌年度に持ち越しておりまして、予定した額よりも下がったというのが、まず1点ございます。

それから2点目は、前期、自動車を譲渡しておりまして、その収入が前期はございましたので、その分で、前年比で100%以下になっているということがございます。

それから、2点目につきましては申し訳ありません、確認をさせていただきます。

それから、3点目の職員の件でございます。こちらは正社員、契約社員、嘱託社員、パート、アルバイトというふうな構成になってございます。パート、アルバイトにつきましては時間単価ということで、県の単価がございますけれども、そちらに合わせまして875円ですとか、870円ですとか、そういったことになっております。それ以外につきましては、正社員等につきましては月次ということで、支払いをさせていただいております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ありがとうございます。

そしたら、従業員の賃金水準について、改めて確認をさせていただければありがたいと思いますので、就業規則があれば、それを雇用契約書の内容がね、どういうふうになっているのか、資料としてもしよければ、とにかく出資額、実質的にはうきは市が株主筆頭になっているわけですので、ぜひ確認をしておきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、少しうきはの里ということで、地域の生産者との関係、これは毎度質問してはいるんですけども、11ページのところで純売上と売上原価は、いわゆる粗利益で言えば、GPRレートで言えば、これ単純に計算して19%をちょっと超える率。これはずっとこの間、その程度だとは思ってはいるんですけども、現状で、売上原価のところの経費が結構書いてあるわけですけども、こういったのは、仕入れのところには賦課しているのかどうかを確認したいということと。

併せて、そもそも今、仕入れ先の資材高騰等の関係で、何らか対策を打っているのかどうかといったところが気になっているところです。一番最後の24ページに、今年度の損益計算書というのが書いてあるんですけども、基本的にあまり変わってない傾向があるんですけども、ただ、いろんな資材の高騰が出されてて、例えば、水光熱費で言えば152%とか、そういう意味では含んでいると思うんですけども、事業体としてはそのとおりだと思うんですけども、仕入れいただいている業者のところとの、うきはの農業されている方々の、その資材に対する対応はどうしているのかをちょっとお尋ねしたいなというふうに思ってます。

そういう意味では、今年度の損益計算書の見通しについて書かれているわけですけども、現状、このままで推移する予定なのかどうかも併せてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 3点いただいたかと思います。

まず就業規則につきましては、手元にはございますので、また配付の方向でさせていただきたいと思います。

それから、2点目の仕入れと物価の高騰のお話かと思っております。確かに資材、物価高騰が見られてきております。ただし幸いなことに、今、お客様が多く来られまして、売上げも上がってきておることから、当然、仕入れに係るものは、商品がそれだけ売れましたら、仕入れも当然上がっていく。その中で一緒に資材高騰も含まれておりまして、何とか今のところは、売上げがよくなることで何とかその分を含めて、経営もできているというのが現状でございます。ただ、議員もおっしゃられますとおり、これが、これまでどおり右肩上がりであることはないという

ふうには社員考えておられますので、ぜひコスト削減、あるいはデジタル化とか、いろいろなもので経費節減に努めていくように考えておるといってございませう。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。3回目。

○議員（8番 岩淵 和明君） ありがとうございます。

いずれにしても、これは質問というよりも改めてお願いなわけですけれども、農業生産者の関係で言えば、先日も農業新聞にも出されてましたけれども、8割が資材が高くなっているけれども、市場原理でしか物の価格は動かない。農産物の影響もあって、8割は転嫁されていない。一方で、昨日の報道でも出されてましたけれども、10月にはまた数万種類の、主に加工品、工業製品関係は値段が上がると、確実に資材コストが上がる。今の円安状況が、かなりこの1か月で7円も上がっているという状況の中で、おのずと生産に係るコストというのは確実に上がっていると思うんですね。そこについて、どういうふうにしていくのか。うきは市が基本的には株主トップでありますので、十分その仕入れ先について留意して対応していただきたいという、これは要望であります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませうか。9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 8ページの駐車場拡張についてお伺ひします。

これ、一般質問で聞こうと思ひていましたが、今、果樹の最盛期でありますので、今、ちょっと聞いておきたいと思ひます。

私が7月末ぐらひに保護者の方、PTA、いろいろ話を伺ったところ、通学路になっております、あの前、出入口のところ危ないということで、道の駅のほうに学校を通じて見守り等をしてもらうこと、警備員が立っておりますのでお願ひしたと。最初立って見てもらっていたと。7月はもう、今はしていませんと。少しの間、してもらったということですが、今もまだしているのか、本当にしていないのか、ちょっとそこのお伺ひしたいと思ひます。

○議長（江藤 芳光君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 議員御指摘の交通安全対策の件でございませう。地元の方からこちらにつきましては、やはり進入口を中心に安全対策の要望が出されております。会社としましても、土日を中心に朝、登下校時には立って安全を確認するような指導を今、されておると伺っております。直近の今月とかの話、夏休み中ではございまして、その前までは、立っているというふうには私は伺っております、また確認をしまして、そこら辺ができていないということであれば、また私どものほうからもその辺のお願ひをしていきたいと思ひております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 7月の頃は、前からやっていないと。多分されてないでしょう。

私がここで言うわけにいかん、しよるかもしれんですね。これは副市長に聞きたい。国本の積水ハウスとマリオットホテル建設ですね。すみません、そのときに副市長も国本に説明会に行くと、私とちょうど一緒だったですね。その後何か強く子供たちの危険について、大分要望されたと聞いております。そういうこともあって、次の駐車場拡張の場合は、もう、あそこも通学道路になっておりますから、慎重に計画をしてもらえれば、まだ間に合うと思いますけど、小学校のさっき今、土日はち言ったでしょう。土日は通学しませんから、平日ですね、ガードマンの人が、例えば、あそこの出入口に立って、子供が来たら、そこを重点的に指導していただきたいと。要望ですから、特に立ってくれじゃないから、そげんに大変なことじゃないと思いますから、続けてもらえればありがたいんですけどね。副市長もいろいろ言われたことも考えて、そこんにきをちょっとお伺いしたいと思います。

さっき課長が言いましたように、土日、祭日も子供が、小学校とか友達のところから自転車で行く。ばってん、そのお母さんは行かせたくないから、うちは行かせませんと。そこが大変危険であると。もう今、最盛期はまだ今からまだひどくなりますからね。そいき、考える余地なしに早く手を打っていただきたいと思って、今日質問させていただきました。

○議長（江藤 芳光君） 副市長。

○副市長（重松 邦英君） その件につきまして、今、議員のほうから御説明いただいたとおりでございます。国本地区の常会のほう、しばらく開催されてなかった、コロナでですね。久しぶりに開催されるということで、私も道の駅の社長と担当課と一緒に同席させていただいて、地元からそういったお声があるということで、お話をまず聞かせていただきました。

お話の内容は、何か所かあそこ入り口があって、全ての入り口をおっしゃってるわけではなくて、例えば、この入り口についてはこうしてほしいとか、百堂の坂道のところについてはこうしてほしいとか、それぞれに御要望がありました。当然ながら、ハード的な対策というのはすぐにはできませんので、実はその夜のうちに出席させてもらった3名で道の駅のほうに帰って、すぐに打合せをさせていただきました。すぐにできる対策として、例えば、看板が紛らわしいものであるとか、そういったものについては、その夜、もしくは次の日の朝に訂正とか、分かりやすい看板というふうに対策をすぐに講じさせていただきました。

また、それ以外のところでハード工事をしないといけないのか、もしくは何らかのソフトの対策でできるようなものについては、持ち帰ってきて打合せを行っております。1回に限らず、数回担当課と打合せを行いまして、中にはハード工事ではなくて、ソフト対策で行ける、対策できるものがあるんじゃないだろうか。例えば、お子さんが通る可能性がほとんどないような時間帯とかについては、その入り口を開けて、朝の通学のとき、帰りの下校時の時間、その時間帯だけ、例えば、その入り口を使わせないとか、そういった対策ができるんじゃないだろうかという

ことで、今、暫定的な対策として、ちょっと警備員に立っていただいたりとか、土日と平日で分けて対策を打つとか、そういったことの方針を出して、その一貫としてやっていたているものが、先ほどの見守りの一部かと思います。これについては、まだ解決はできておりませんので、今すぐできる対策はやりながら、将来的なところも見据えて、双方で進めていきたいと考えておりますし、そういった対策を今、させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 申し訳ありません。先ほど土日に立つと申し上げまして、訂正いたします。学校が、登校時に立っているということでございます。申し訳ありませんでした。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。3回目。

○議員（9番 熊懷 和明君） いろいろ考えていってもらってと思いますので、ありがたいと思います。ハードの面はあれで、ソフトの面で通学登校時だけは早急をお願いしたいと思います。

もう一つ、これ12月に言うのがなくなりますけど、出入口が危ない1つは、ウキハコの前の出荷者が出入りしているでしょう。あそこが非常に危ない。何でかといいますと、出入口に離合されない、道幅が狭いから。私も何回か日田方面に行くとき、行こうか行くまいか、ずっと止まるもんやけん、曲がらずに出ていきよったら。あそこは非常に危ないと思いますから、大体道の駅は2か所、1か所じゃないといかん、2か所にしますち言いよったんじゃないですかね。それが3か所になってるでしょう。そこをどうかなって、もう今回聞きませんが、そういうこともありますので、そのところ、ちょっと要望としてお願いしておきます。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 議員おっしゃるように、設立当時からやはり進入口が増えてきております。また、ホテルの東側からも入れるようになってきております。地元の要望としましても、ウキハコのところは危ないというふうに伺っておりますので、今現在、資材関係は北側から搬入をさせておるのとともに、今後につきましても、やはり本当にウキハコのところから、あそこを常時開けた状態のほうが好ましいのかどうかということも含めて、また防災道の駅等で、またこれからいろんな改修等も考えられますので、ぜひ考えていきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございせんか。2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 7ページの事業の実施状況の中で幾つかお伺いいたします。

まず3)の外販部門の強化で、「昨年より稼働した道の駅オンラインショップを利用し」と記載がありますけれども、こちら実際オンラインショップのほうのデータを見ますと、今現在、掲

載品目が22品目となっております。実際の売上げトップの宗像の道の駅については、515品目の掲載がございます。ウィズコロナの時代で、経済自体は止めないという方向性にはありますけれども、やっぱり今まで道の駅に御利用いただいていた御高齢者の方で、やはりもう、実際現地にまでは来ないという方をすごく存じ上げているので、今もう70代ぐらいの方々も、オンラインショップって実際利用される方が多いと思いますので、こういったところである程度特化した職員を配置するお考えがあるのかどうか。それと、恐らくこれぐらいの売上げ規模があるので、1名ではなくて、ある程度、補強体制が組めるのかどうかをまずお伺いしたいと思います。

それと、それに伴って、4)の各生産者との緊密な連携・協力体制の強化について言いますと、やはり農産物というのがどうしても、ある意味、特に果物は1年に1回作付で、もう一発勝負みたいなところもあるようなところもあって、中には加工品で売上げ補完を図りたいというふうに考えておられる若手農業者の方もおられます。そういった方々の加工品のサポート、これが例えば、6次産業化センターがあるので、あちらを活用して、例えばうきはブランド推進課単体ではなくて農林振興課と連携してとか、そういった体制づくりが図れるのかどうか。

併せて、これは6)の職員研修の充実とも関わってくるんですが、生産者側もそうなんですけれども、職員のほうも食品衛生とか食品安全とか、こういった部分の研修を図っていただくことで、特に裏面表示ですね。私、その辺りの勉強をさせていただいたことがあるので、結構道の駅に出されている加工品で裏面を見ると、適正ではない表示をされている商品が、やはりまだまだ見受けられるなというふうに思っております。ああいった直売所で、実はバイヤーの方が買い付けのヒントに足を運ばれていたりするケースもあるので、そういったところを今後さらに行政として支援、強化していく考えがあるのか。

以上、お伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 3点の御質問をいただきました。

まず、オンラインショップの件でございますが、そういったものに従事する職員配置の件でございます。もともとうきはの里株式会社には、平成28年度、営業推進本部を設置しまして、地域総合商社の役割を設けてきております。そこには4つの部門と言いますか、事業を実施する予定でございました。外販部門、ギフト商品開発部門、ECサイト事業、DMO事業ということで、そのECサイトというのはオンラインショップのことでございます。ただし、なかなか職員のほうでそれを担える体制がちよっとできない、難しいということもございまして、ここにつきましては、公社のほうで請負をさせていただいております。

実際にオンラインショップにつきましては、店頭の商品をまず第一に確保して、わざわざ遠く

からお買い求めになられたお客様にまず対応し、その上で、それ以上に仕入れができればオンラインショップに、そちらのほうで販売をしているというのが現状と伺っております。そこにつきましても、公社と道の駅が今、連携をして対応しております。その辺りで今現状、対応しておりますので、そういった方向で、まずは今のところ対応をしておるところでございます。

それから、2点目の6次産業とかの加工品の件でございます。市のほうでも、そういった6次産業化の補助金等を設けておりますので、ぜひ日もちもして、いろんなところに販路拡大ができる加工品の売上げアップにこれからも努めていきたいというふうにも思っております。

3点目の食品安全表示の件でございます。出荷者には出荷規定というのがございまして、そういったラベルを貼るといのは、規約のほうで定められております。どこまで詳しい表示をするのかというのが問題かと思っております。これにつきましては、来年度、令和5年度から、新しいポストレジシステムを導入するということになっておると伺っております。そこには、農薬の管理システムが入りまして、例えば、ある野菜であれば、野菜の農薬をいつぐらいに、どういう農薬を入れるみたいなのをシステムで基本的に表示ができて、それに基づいて、その農薬を振るとか、そういったことが分かりまして、生産者あるいは駅のほうも分かるというふうなシステムを入れる予定ですので、そういったところを入れながら、ぜひ出荷者のほうにも安全・安心の取組を進めていってほしいというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 今、ポストレジのことを教えていただいたんですけども、多分農産物自体のときの表示ラベルのことだと思うんですけども、加工品の裏面表示とかも添加物記載とかで、やっぱりグレーゾーンの幅が今まで広がったんですけども、そこが割とここ数年で大分厳格化されてきてますので、その辺りが割と、例えば、ホテルであるとか百貨店のバイヤーの方からすると、これはうちでは取り扱えないというような御指摘をいただいてしまう加工品が結構多く見受けられるので、できたら、その辺りを含めた検討をしていただけたらなというふうに思います。

やっぱりこれからインバウンドのお客様も増えてくる、恐らくは戻ってきけるであろう期待も含めて言うと、農産物ではお持ち帰りいただけない方もいらっしゃいますので、加工品の充実ですね。この辺りもぜひ視野に入れていただけるといいのかなと思います。要望です。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 今、御要望いただきました件につきましては、まず道の駅が農産物の直売所の側面が一番大きいということでございます。そのため、出荷規定もやはり簡単なラベル表示の規定しかないというのが現状かと思っております。議員御指摘のとおり、ホテル進出も決まりまして、加工品の需要も増えてきている状況かと思っておりますので、そう



いったところにも対応できるような出荷の取決めを、また道の駅のほうにも話をしていきたいというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点お伺いします。

今回はうきはの里の経営状況の報告ですから、質問がずれておったならお答えしなくて結構でございますが、報告書の中に「防災道の駅」ということで、福岡県唯一の拠点ということ。これというのが、言葉だけで市民の方にも浸透しているんですけど、どういった機能をするのか。市民が災害時に避難するための拠点なのか。そういったところを再確認の意味でお答えできれば、お願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 「防災道の駅」の御質問ですが、こちら、令和3年6月にうきは市を含めて、国土交通省のほうを選定をいただいております。

この防災道の駅、協議が始まりましたのが昨年の末から協議が始まっております。ただいま防災道の駅が災害が起きたときにどういうふうに維持、機能していくかということで、BCP計画のほうを今年度策定する予定になっております。その中では、大規模災害時に自衛隊とか警察などの救援、復旧活動の拠点、あるいは支援物資の集積地として、例えば備蓄基地であるとか、まだうきは市にできるかどうかは分かりませんが、ヘリポートの整備とか、そういったものがもとの防災道の駅の中での取決めとして言われております。

ただし、やはりそこに利用者、観光客の方がおられたときに、災害が起きましたら、当然そこが避難所というふうなことにもなりますので、例えば、電気が通るとか、そういった対応でありますとか、あるいは、物品が停電になりますと腐るとかということもありますので、そういった生鮮品も確保しながら、第一義的には救援隊の活動地ではございますが、避難所にもなるということで今、協議を進めておるところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ということは、基本的には避難所ではなくて、災害の活動の拠点という位置づけ、これを避難所もできますよとなると、経験上、熊本とかの地震とかにも行くんですが、こういった拠点というのは、避難所と別にしたほうがいいのではなかろうかと。24時間活動をして、食事もせにゃいかんと、避難所の人は食事はできん。活動隊は、なら働いただけからやるって、そういったのはえらい不都合が出てくる。それは災害発生時なんですけどね。そうすると、そのところははっきり、この拠点というのは、一般に市民が避難する。有事の際は、そりゃあ断られんと思いますけど、じゃなくて、災害を活動する、そういった自衛隊とか、あるいは災害復旧で来る人たちが駐車をしてから、そこから現場に行くやらというような捉

え方でやられたほうがよろしいかと考えております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ちょっと防災拠点の考え方について、私のほうから説明を加えさせていただきます。

基本的には、広域防災拠点の1つであります。出発点は、6年前の議員御指摘があったように熊本地震であります。あのとき、まだ受援計画もできてませんでしたから、全国からボランティア団体、そして救援物資がいきなり直接、熊本に届けられて、すごい混乱を起こしたわけですね。全国からボランティアが集まって、交通渋滞を起こして、本当にボランティアを必要とするところに素早く入っていけない。あるいは、救援物資も数々の物が届くんですが、熊本のほうも保管倉庫もない。したがって、本当に必要とするところに救援物資が届かない。そういうところで、まずワンストップ拠点を設けようというのが出発点であります。

当初、国土交通省は全国10か所ということで考えておりましたので、私どもとしては、九州の中で道の駅うきはを唯一の代表、捉え方として、今後、南海トラフの地震が来たときに、この道の駅うきはで、ワンストップでここに全ての機関が集合して、かつボランティアも。そして救援物資もここで一旦ストックをして、受援計画と連携しながら被災地に届ける。これが大きな基本であります。

しかしながら、この機能を考えるに当たって、平常時と非常時と考える。今申し上げたのは非常時であります。なかなか非常時というのは、そんなにちょくちょく起こってもらいたくないと、こう思うんですが、我々としては平常時も365日、別な形でしっかり使えるような形で今、手島課長のほうから説明があったように、今、国土交通省と協議をしております。そして、非常時においてもそういう大きな、例えば、南海トラフとかそういうことを想定しているんですが、万が一うきはも大きな被害となれば、これもしっかり活用できるような、そういう仕組みを、非常時、平常時とにらみながら、今、策定をしているということを御理解いただければと思います。

○議長（江藤 芳光君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 先ほど熊懷議員のほうから学童に対する安全面が出てましたが、私は車ですね、車。道の駅が一番メインの出入口。それから、出荷者か、あの辺が入る出入口。そして、今度はホテルができて、もういっちょ向こうに市道があるですね。もう、物すごく交差点が近くて、結構、無理して出てくつとですよ、あそこ通りよったら。多分10メートルぐらい車間開けとったら、もう、道の駅から出てくるじゃなかったっけ。そいけん、あの辺の交通の安全面を考えたらすよ、幸い今のところ大きな事故は起こっていません。何か考えておいてもらわんと、もう交差点が多過ぎると、近くに。どげんですか。その、何か改良する余地はありま

すか。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 伊藤議員の御質問の件でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、防災道の駅のいろんな計画を策定する中で、ただいま国道事務所のほうと一緒に現地踏査をしまして、おっしゃる入り口、交差点から一番近い入り口のことかと思えますけれども、現場確認をさせていただいております。もしかしますと、そういう自衛隊車両とかが、その入り口から入る可能性も今後ございますので、国が持っている部分かと思えますので、また御要望とかいただきながら、その交差点からの入り口につきまして、国のほうと協議していきたいというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。3回目。

○議員（7番 竹永 茂美君） この議案書を頂きまして、よく考えてみましたら、まず1点目が、議案書の裏に第2号議案から第5号議案まであるんですが、これがついておりません。役員名簿とか報酬とかがありませんが、それは提出をお願いできないだろうかというのが1点です。

5ページには、臨時取締役や常勤の取締役会が開催されておりますが、それぞれの役員の出席状況が分かりませんので、それもお願いいたします。

そして最後ですが、決算報告書の10ページになりますが、左側の下から4番目で基金拠出金ということで、観光公社へ1,000万円寄附されておりますが、これは毎年されているのか。もし毎年であるならば、観光公社の拠出金の何か会計報告みたいなのが要るのかなと思いますし、今回だけであれば、これでいいのかなと思います。

以上、3点お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 2点の御質問をいただきました。

まず1点目の、この抜粋版ではなく全体の資料の提出ができないかということでございます。まず今回、今日、報告をさせていただいておりますのが、地方自治法第243条の3第2項に定めております24期の決算についての今日、御報告をさせていただいております。資料の24ページまでになっておりますのは、24期分ということで今回、資料をお出しさせていただいております。この抜粋版ではないものが欲しいということでありましたら、また資料のほうはございますので、提出のほうは可能と思っております。

それから、2点目の10ページ、基金拠出金のことでございます。こちらは、今回お金の流れが出たというものではございませんで、そちらになりますと、損益計算書のほうの11ページに出てくるんでございますが、こちらの貸借対照表につきましては、財産ということで左側の固定資産の部には書かれておるところでございます。つきましては、この1,000万円というのは、

公社立ち上げ時に公社の資本金として1,000万円を拠出したものが毎年表示されているというふうに御理解をいただけたらと思います。

○議長（江藤 芳光君） いろいろ詳しく知りたいと思うんですが、あくまでもこれは報告事項で議決案件じゃありませんので、ある程度の線で、あとは御自分でお勉強されることをお願いいたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで報告第8号を終わります。

---

### 日程第11. 議案第42号

○議長（江藤 芳光君） 日程第11、議案第42号令和4年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。補正予算書45ページをお開きください。

議案第42号令和4年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,115万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,761万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。令和4年9月2日提出。うきは市長高木典雄。

49ページをお開きください。「第2表 債務負担行為」補正でございます。

特定健診委託料、期間が令和4年度から令和7年度まで、限度額が7,482万9,000円です。健康診査業務委託のうち、特定健診委託料分でございます。令和5年度から令和7年度までの3か年の委託契約を令和4年度に行うためのものになります。毎年5月より集団健診を予定しておりますので、4月の入札等手続では、事業者の受入れが困難な状況にあります。従前より債務負担行為を設定させていただき、本年12月までに業者選定を経て準備をしていく必要がござ

います。そのために今回、債務負担行為を設定するものでございます。これにつきましては、単価による契約を予定しておりますので、限度額につきましては、当該単価契約に基づく特定健診委託料の総額を記載しております。

次に、53ページをお願いいたします。歳入でございます。

7款1項1目繰越金1億4,115万1,000円の増額補正でございます。令和3年度決算に基づき、繰越金を計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

6款1項1目基金積立金、7,999万9,000円の増額補正でございます。令和3年度決算繰越金の一部を基金に積み立てるため、増額補正をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

9款1項1目予備費、6,115万2,000円の増額補正でございます。繰越金のうち、基金に積み立てた残額を予備費に増額するものでございます。予備費につきましては、令和3年度の保険医療給付等の実績に伴います過年度保険給付費等交付金、普通交付金等の返還金が概算で6,000万円程度見込まれております。返還金確定後の12月補正予算を予定しているところです。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ちょっとお尋ねをします。

まず、これは令和4年の補正予算ということですが、基本的には繰越金をベースにしているということですね。ちょっとよく分からないんですけど、改めて、今さら聞くのもおかしいんですけども。令和3年度の決算に基づいて繰越金が確定するわけですね。ということは、これ自体の提案は6月でもできるんじゃないかな、ちょっとそう思ったんですけども、その辺ちょっとお尋ねをしたいと思います。

それから、決算に基づいてしているとすれば、運営協議会で決算について協議をされたかどうかを確認したいと思いますし、また、そのときの議事録があれば、提出いただけるかどうか確認します。

以上、3点です。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 2点の御質問をいただいております。

この補正予算の時期ということでございますけれども、出納閉鎖期間を終えまして最終的に決定しますので、この9月議会ということで毎年実施をしておるところでございますので、御理解

をいただきたいと思います。

それと、国保の運営協議会につきましては、先月、この決算に関しまして、お集まりいただいて協議をしていただいております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） はい、分かりました。

それですね、今、繰越金の処理の案件ということになりますけれども、この間、繰越額が1億4,115万1,000円ということです。昨年も1億4,000万円ぐらいかな。同じぐらいの金額がたしか繰り越されていると思います。それで、9月にはこの基金積立てと予備費に振り分けて、去年の事例で言えば、12月には予備費から基金にまたさらに繰り入れているんですけれども、今年はさっき御説明で、予備費の合計額で7,800万円になるわけですけれども、そのうちの6,000万円程度は返還金を予定しているということですが、そこまで増える理由は何かなというのがちょっと分からないんですけど、例年いつもそうだったかというのを確認したいと思います。

それが1つと、もう一つは、特定健診の委託料ですけれども、算定根拠の、これは年にすれば2,494万3,000円ということになるわけですが、その算定根拠をお示しいただけることは可能かどうか、確認をいたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 返還金の額、最初の御質問ですけれども、返還金の額の大きさということでございますかね。返還金につきましては、県の普通交付金ということが主でございます。今、福岡県のほうで財政運営のほうを行っていただいております。基本的に保険給付費に関しましては、給付費の全額につきましては、県のこの交付金から全額を支払っていただくという形になってございます。特に令和3年度につきましては、医療費のほうはかなりコロナ禍の反動もありまして高く推移しておりましたので、ある程度、最終的に医療費のほうは、この国保会計から支払う必要がございますので、一定程度余裕をもって、普通交付金というのを請求しております。支払いする資金が不足しないように、この普通交付金というのを有効に利用させていただきまして、今の時期に年度が終わりまして、改めて精算して返還をさせていただいておりますという状況でございます。

令和3年度の会計処理につきましても、いろんな交付金を含めまして、ちょっと記憶では8,000万円程度の返還金をしておるものでございます。

それと、健診の関係でございますけれども、算定につきましては過去3年度分、令和元年度か

ら3年度につきまして、その対象者数、そして実際受診された方々の受診者数、そして受診率というふうな形で算出をいたしまして、この3か年間の平均的な数字プラスの目標値、10%という目標値を持ちまして、見込みとしては対象者数が5,429人、そして受診率を46%ということで設定をいたしまして、今現在、4年度の単価等で計算をしまして、各年度の委託料を算出しております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） なぜ聞いたか、予備費に予算を振り分けて、それは全額そういう意味で、あれですか。返還金等のところに引き当てをする予定で、最終的には予備費全額に近い金額を使っていくということというふうに理解すればよろしいんですね。ちょっとその確認だけをしたいと思います。

それと、もう一つ申し上げたいのは1億4,000万円ということです。このコロナ禍の中で、この2年間、医療費給付費が非常に低くなってたと思うんですけども、現在の流行の中で、いろんな傷病手当とか、何かいろいろあると思いますので、そういう意味では高く推移しているというふうに発言ありましたですね。今、どの程度、高くなっているのかはちょっとよく分からないんですけど、これは令和3年度の実績数値として繰り越された金額であります、1億4,000万円ということですね。それで、ずっとこの間、この繰越額は基金に繰り入れられてきている経過があるんですね。そういう意味では、この間、国保税そのものは高いというふうに御指摘をさせていただいておりますし、そのことも行政側、お認めいただいているわけですが、そもそもこの繰り越される額がこれだけあるということは、そもそも保険料が高いということのあかしではないのでしょうか。去年も今年、そしてその前も、コロナ禍の前も6,000万円から7,000万円の繰越しが出ている、いますよね。そういう意味では、そもそも国保税そのものが高いという意味で言うと、一時的であれでも何でもいいですけども、そういった形で一旦引き下げを図るとか、そういったことは、この間、繰越金がこれだけ多くなるということについて検討することはないのでしょうか。全く議論されてないということなのかどうか。前、前回6月のところでも上限額を引き上げるときに、運営協議会に諮ったかということで申し上げたときにも、運営協議会の議事録を提出いただきましたけども、議論は全くされてないんですね。そういう意味で運営協議会も含めて、運営の仕方について改善の余地は大幅にあると思うんです。これ、1人例えば年間で5,000円引き下げようと思えばできるわけですよ。例えばですよ。そういったこともそもそも高いという認識があれば、引き下げに向けてきちんと検討していただく、このことも必要なことではないかと思っておりますけども、その辺についてお考えを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 石井市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 大きくは2点御質問いただいたと思っております。

1点は、予備費の使い方ということでございますけれども、おっしゃるとおり、返還金の分を予定しておりまして、その残った予備費につきましては、今後、緊急的な歳出に備えて、予備費として持っておるところでございます。

2点目の国保税を含めたお話でございますが、近年の国保運営の概要でございますけれども、国保の被保険者数につきましては、これまで一定一貫した減少傾向にございます。令和4年度以降につきましては、特に団塊の世代が後期高齢者となる等のことから、今後も減少傾向が見込まれておるといふふうに認識をしておるところです。

また、1人当たりの医療費につきましては、逆に高齢化の進展であったり、医療技術の高度化、高額薬剤の保険適用等により増加傾向にございます。

また、3年度においては、特に2年度がコロナ禍の中で受診控えが多かったために、その反動が3年度で、3年度が受診が多くなったということでございますけれども、医療費のほうが増加をしたということでございます。一方、保険税の課税状況に関しましては、国保世帯の約6割の世帯が2割以上の軽減措置を受けておりまして、その財源も基盤安定負担金ですとか、財政安定化支援事業等の国県及び一般会計からの法定繰入金として補填をされてある状況にございます。

このような中で、今後も国保会計の安定的な財政運営を図っていくために、引き続き保険者努力支援交付金などの国保税以外の部分での公費財源の獲得でありましたり、後発医療薬品の利用促進の取組、また特定健診等の保健事業を推進しながら、医療費の抑制を図っておるところでございます。基金につきましては、国保特別会計は他の会計と若干異なりまして、医療費等の支出額に応じて収入を確保しなければならないというふうな一面がございます。支出額につきましては、医療需要額に応じまして変動するものでございまして、収入が不足するからということで、これを抑えることはできないというふうに、そういった性格を持っております。

また、平成30年度に国保財政の運営主体が福岡県ということになりまして、一般会計からの法定外、赤字の繰入れの解消の取組が今、推進をされておるところでございます。このようなことから、医療費の増加に伴います保険事業納付金の上昇などによる国保事業費に不足を生じた場合の補填として、この基金というのを積み立てておる状況でございますので、今後も慎重に事業費等の見込み額を精査しながら、予算化を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 議長からですけど、もう少し質問、そして回答も要点を明確にしてやってください。でないと、こういうのが議会の本質を問われるというふうに思います。よろしくお



願います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第42号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第42号は可決することに決しました。

ここで暫時休憩とします。午後1時より再開します。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○議長（江藤 芳光君） それでは、再開します。

午前中、ちょっと私も強く申し上げましたが、質問も要点を明確にされるように、ひとつお願いをいたします。それから、執行部のほうの答弁も明確に、皆さんが分かりやすいように、ひとつ発言をお願いしておきたいと思えます。

### 日程第12. 議案第43号

○議長（江藤 芳光君） 日程第12、議案第43号令和4年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井です。補正予算書、57ページをお開きください。

議案第43号令和4年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201万円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億911万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年9月2日提出。うきは市長高木典雄。続いて、63ページをお願いいたします。歳入でございます。

4款1項1目繰越金、補正額201万円の増額補正です。令和3年度決算に基づく繰越金でございます。

次のページ、64ページをお願いいたします。歳出でございます。

4款1項1目予備費、補正額201万円の増額補正です。歳入歳出予算の財源調整でございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） すみません、簡潔にいきたいと思います。

まず1点目は、ちょっと確認です。補正予算で出されている201万円についてですけど、この成果表の後期高齢のところに出されている繰越金額と若干金額が違うんですが、ここに出されているのは204万6,000円になっているんですけど、これとの違いについてちょっと確認をしたいと思います。

それからもう一つは、予備費に繰り入れたこの201万円について、その用途についてどのようなものを使うのか、確認をさせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 決算書の繰越金でございますけれども、こちらのほうは令和2年度からの繰越金ということになりますので、その同じ表の下のほうの収支差引残ということで記載がございますが、その部分を今回、繰越しをさせていただくということでございます。

予備費の用途につきましては、緊急的に予算不足した場合の分ということで、予備費として予算化しております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） とすると、私の記憶が間違っていれば御指摘いただければいいと思います。昨年度は、令和3年度のときには、その後、一旦予備費に入れた後、基金はありませ

るので、一般会計に繰り戻していると思うんですが、もし予備費が余ったら処理をどうするのかというのを確認したいと思います。

そこで、予備費の使い方について少しお尋ねをしたいと思います。

後期高齢者の医療については、今年の10月から窓口負担が1割から2割になりますね。課税所得が28万円または年収200万円以上ということに、対象がある程度絞り込まれますけれども、そういった意味で言うと、今の窓口負担が高齢者のところは1割から2割になる方がいらっしやるわけです。うきは市でどのくらいの方が対象になっているかというのをちょっと確認したいのと、それと、今の物価高騰の中でもあります。それから、今年も年金額が下がっております。そういう意味で言うと、後期高齢者医療制度、県が主導しているわけですので、単にうきは市単独の問題ではないとは思いますが、そういう意味では、その方々への上がっている部分に対する支援だとか、1つの独立会計として、そういう後期高齢者の医療を補完していくような支援策、そういったことは考えられなかったのか。この繰越金を使って、そういった方々への支援を行うことをやはり考えることも1つの予算の組み立て方ではないかなというふうに思いますけれども、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 3点ほど御質問をいただきました。

1つは、予備費の関係でございますけれども、支出がございませんでしたら、最終的に次年度への繰越金ということで繰り越すことを予定しております。

それと、後期高齢者医療制度の窓口負担2割の部分でございますけれども、現在は、医療機関の窓口で本人負担は1割、または現役並みの所得の方3割という形になりますけれども、10月から、一定以上の所得がある方については2割負担をお願いするということになってございます。今年の8月の資料になりますけれども、被保険者数5,401名、2割負担の方がうち630名、3割負担の方が196名、1割負担の方が4,575名、2割負担の方は全体の11.66%ということで、この8月時点ではこういった数字になってございます。

それと、そういった窓口負担の部分への支援ということになりますけれども、御承知のとおり、後期高齢者医療制度につきましては、福岡県の後期高齢者医療広域連合と市が連携して運営をしておるところでございます。こういった保険料率でありましたり保険証の部分並びに制度の変更等につきましては、この連合のほうで決定をしておりますので、現在のところ、市のほうで独自に支援をしていくということは考えておりません。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにありませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

先ほどの説明の中で、団塊の世代の方が後期高齢者のほうに移行するというところで、成果表の388ページ等にも一応書いてあるんですが、今後の見通しとして、先ほど言った2割負担、あるいは3割負担をすれば、制度設計は何年間ぐらいもてるというふうな話合いが、この福岡県後期高齢者医療広域連合のほうで話されているのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 御質問でございますけれども、今回の窓口負担の見直しといたしますのが、現役世代の負担をできるだけ抑えて、国民、今、皆保険の制度を未来につないでいくというふうな大きな考え方で決定をされております。言われるとおり、団塊の世代の方々が今後、75歳のほうになり始めて、医療費がさらに増大をしていく見込みがございます。そういう中で、窓口負担を除いた医療費の約4割が、現役世代が支援金という形で負担をしておると。そういったところを踏まえて、今回の新たに2割負担が新設をされておりますので、今後の見通しにつきましては、また、県の広域連合のほうで結果を踏まえまして議論等があると思いますので、今のところ、この10月1日からの2割負担ということで決定しております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第43号については委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第43号は可決することに決しました。

---

### 日程第13. 議案第44号

○議長（江藤 芳光君） 日程第13、議案第44号令和4年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長（松竹 信彦君） 自動車学校の松竹でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算書の65ページをお願いいたします。

議案第44号令和4年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,476万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入算出それぞれ1億7,810万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年9月2日提出。うきは市長高木典雄。

今回の補正の願いは、令和3年度決算に伴います2,876万5,315円の繰越額確定によるものでございます。

それでは、71ページをお願いします。歳入でございます。

3款1項1目1節財政調整基金繰入金300万円の減額補正を計上いたしております。これは、歳入歳出調整分といたしまして300万円の基金繰入れを予定しておりましたが、繰越金額確定により、繰入れの必要がなくなりましたので減額するものでございます。

72ページをお願いします。

4款1項1目1節前年度繰越金でございます。2,776万5,000円の増額補正を計上いたしております。これは、先ほど説明しました令和3年度決算に伴います繰越額確定によるものでございます。

次に、73ページをお願いします。歳出でございます。

1款2項1目24節積立金に2,200万円の増額補正を計上いたしております。これは、繰越金のうち2,200万円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、74ページをお願いします。

2款1項1目予備費に276万5,000円の増額補正を計上いたしております。そのうち200万円は、令和3年度の歳入が想定より多かつたため、金額が確定しておりませんが、消費税の支払いが100万円程度不足する見込みであることと、燃料費、電気料等の値上げもあり、予算に不足が生じることが予想されますが、はっきり金額が確定しておりませんので、予備費に計上させていただいております。残り76万5,000円は、歳入歳出の調整分でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点ちょっとお伺いします。

資料のほうの72ページ、前年度繰越金ということで、トータル的に2,876万5,000円と。これというのは、繰越明許費も含んだところの繰越額だと思うんですが、成果表の5ページに書かれているので、多分、繰越明許費まで含まれたところだと思うんですが、ちょっとそのところを説明していただきたい。質問の内容は、事業が積立金になってるから、これ、繰越明許費の額だけが工事が終わって入ってきたのか、そのところの説明をお願いしたいと。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 簡潔に答弁したいと思います、この分はもう、繰越分じゃなくて、通常の方でございます。繰越明許分は含んでないということでございます。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 僕は決算委員会じゃあ意見言えませんので、実績報告書の5ページの、自動車学校の歳入歳出の差引きが一千二百何十万円、その下のほうに繰越明許に係る収支、これを足したのが今回の補正予算に上がってる分だと思うんですよ。ここの説明をしていただくとありがたいんですが。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） すみません、説明が悪かったかもしれませんが、今、成果表の5ページのほうを見ております。この繰越明許の分は、例の自動車学校のトイレの工事の方でございます。その分とはちょっと別個になります。今回の分は、通常決算上の黒字の方ということになります。あくまで繰越明許は別個になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第45号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第44号は可決することに決

しました。

---

#### 日程第14. 議案第45号

○議長（江藤 芳光君） 日程第14、議案第45号令和4年度うきは市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課、瀧内でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、予算書75ページをお開きください。

議案第45号令和4年度うきは市下水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和4年度うきは市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部、第1款下水道事業収益、補正予定額340万円の減、計13億9,878万3,000円。第1項営業収益、補正予定額8,030万円の減、計4億371万7,000円。第2項営業外収益、補正予定額7,690万円の増、計9億9,506万6,000円。

支出の部、第2款下水道事業費用、補正予定額99万6,000円の増、計13億246万5,000円。第1項営業費用、補正予定額99万6,000円の増、計11億3,411万1,000円。令和4年9月2日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、77ページをお開きください。

令和4年度うきは市下水道事業会計補正予算実施計画。

収益的収入及び支出、まず収入の部です。1款1項1目下水道使用料8,030万円の減です。これはコロナ禍における物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、下水道使用料2か月分を全額減免するものです。

次に、1款2項2目他会計補助金7,690万円の増です。下水道使用料の減免分と、その周知に係る通信運搬費などを一般会計から繰り入れるものです。

最後に支出の部、2款1項5目総係費99万6,000円の増です。減免処理について周知するための通信運搬費です。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 1点のみお尋ねいたします。

この8,030万円の下水道使用料の負担軽減につきましては、もう少し内訳を教えてくださいませんか。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 下水道の8,030万円の補正の内訳でございます。

まず、下水道使用料の家庭分と事業所分の2か月分でございます。件数としましては、9,400世帯ほど対象と考えております。11月支払い分と12月支払い分の2か月を減免処理させていただくところで考えております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） すみません、私も同じところなんですけど、下水道に加入されていないところの家庭への対策というのは、同じ物価高騰だろうと思うんですが、どんなふうに考えられているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 下水道に加入されていないところの対策ということでございます。

まず、6月末の全世帯ベースで換算しましたところ、下水、農業集落排水、新設の合併浄化槽を含めてなんですけれども、約8割の方が御加入をいただいております。約2割の世帯の方が加入されておりません。今回、コロナ交付金の活用について、検討を全般で行ったわけなんですけれども、下水道部門といたしましては、減免処理という対応が即時に可能でございますので、市民生活の支援に係る迅速な対応ということで、対応はこちら部門としてはさせていただいております。あとは、市全般の交付金のいろんな趣旨の中で、できる限りの市民生活全般の支援を今回、企画させていただいているということで認識しております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 9番、熊懷です。

これ、あとのコロナのところでも聞こうと思ったけど、組坂議員が聞いたので、ちょっと私もお伺いします。

加入して、それはありがたいんです、私たち加入していますから、2か月支援してもらおうと。お年寄りで加入したくても、もう八十幾つになった人は加入せんでいいとか、なってるでしょう。無理に。下水道をつなぎたくてもつなげないところがある。市長も知っていると思います。そういうところは、後でどうこうち言いますけど、そこも一緒に県が、国がしないなら市がどうにかちょっと手当てをせんと、不公平感が出てくるのかなと私は思います。そのところをいつ頃、どうこう考えるか、そこを教えてください。



○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） まずもって、下水の予算のほうでございますけれども、まず迅速な減免処理の対応が可能ということでさせていただいております。何分、下水道をお支払いいただいている方々に対しての減免ということでございますので、すみません、こちらの部門ではなかなかその部分の手配というのが、企画が難しいということで、御答弁になっていないかもしれませんが、申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 今、課長がおっしゃられたように、対応はなかなか早期には難しいと思いますが、これ、市長にお伺いします。

結局、迅速な対応ということでしてもらっているのはありがたいんですけど、今後その対応に対して、不公平感があるところは、あとどうか考えていくかいかないかぐらい教えてください。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今回の下水道使用料の減免措置については、何度も協議した結果、こうやって提案をさせていただいているものであります。基本は皆さん、御案内のように、今、物価高騰で市民の皆さんと市内の事業者の皆さんが相当苦しんでおられるもので、市民の皆さん、そして事業者の皆さんに何とか支援をしたいということでスタートしたものであります。その場合、確実に支援できる手段としては、現金あるいは商品券という対応もあります。

しかしながら、現金については、国のこの臨時交付金の対象外というか、全ての市民の皆さんに現金を支給するやり方は採択で認められてないし、制度から言って、どう言うんですかね、現金は一部貯蓄に回って消費されないこともあるなど、その経済対策の効果的、効率的な実施の観点から、押しなべての市民への現金給付というのは、ちょっとやっぱり厳しいんじゃないかというのが1点。

それから、商品券であります。今、商工会のほうでプレミアム付商品券はやっていますが、新たな商品券となりますと、前払い式支払い手段の発行となりまして、資金決済に関する法律の適用を受けて、相当の時間を要します。そうすると、効果的ではないと。

そんなことをずっと消去法的に考えていきますと、最小公倍数というか、最大公約数というか、この下水道の使用料が一番市民の皆さんに行き届くのではないかということで、こういうことで判断して提案をさせていただいているものであります。

当然、御指摘のように我々は、下水道への接続をお願いしている中で、なかなか接続いただけない方もいらっしゃいます。そうしますと、不公平感という御指摘も十二分にあるんですが、ここは制度上、割り切らせていただいて、御提案するものであります。

これに至る経緯としましては、全国の事例を調べまして、全国ほかの市町村でもこういう上水道の料金であったり、下水の料金を減免しているケースがありますが、全てうちの担当のほうが問合せした結果、そこは割り切っていてやられているということでもありますので、私どもも割り切らせていただいて、こうやって提案をしているものであります。ぜひとも御理解のほど、よろしくをお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。3回目。

○議員（9番 熊懷 和明君） 話聞きよくと何か、調べてどこでも割り切っていると、今後、その例ができれば、その割り切った例で進んでいくのかなと感じております。

そこで私が聞きたいのは、結局、下水道料金を2か月分、5,000円前後になると思います。そうじゃなくて、つないでない方は、くみ取り料金はもう、安いと思います。月にしたら2,000円ぐらいかな。だから、そののところを同じ料金じゃなくて、プレミアム券2枚とかそういう、現金じゃなくて、そういう何か目に見えなくても何かないかなと私、そこを考えて、同じ下水道料金と同じような金額じゃなくて、そこんにきも配慮ができないかなち思って、ちょっと質問しているだけで、今、考えで無理と言えば、ここは折れておきます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、熊懷議員からは、特に下水道に接続されていない高齢者を例えにお話がありました。これまで、今回の補正予算でも計上させていただいていますが、今までも生活困窮者の皆さんに対する国の支援であったり、私ども市の独自支援をやらせていただいております。そういう総合的な支援の中で、今回については、テクニカル的な話もあるんですが、どうしても現金であったり商品券の対応ができないとなるならば、最大公約数でいくと、この下水道の使用料が一般的な市民に行き渡るものでありますので、そこを割り切らせていただいて、御判断いただけないかなと、このように思うところであります。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） すみません、1点確認をさせていただきたいと思います。

今、下水道使用料の減免ですけど、さきの全協の中で頂いた資料のほうでは、独自支援策として、同じように下水道事業会計の中で上げられています金額というのは7,399万6,000円。この金額がさきの資料で頂いた分の金額であります。

今日の説明の中では8,030万円ということで、金額にして約600万円ほど違うんですけど、どこをどういうふうに見たらいいのか、ちょっといろいろ、その600万の分について見ますけど分かりませんので、もう一度そこら辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 野鶴議員のほうから御質問いただいた分です。

8月25日の全員協議会でお配りしたA4、3枚の資料でございます。一番上の欄に下水道使用料減免事業ということで、今おっしゃっていただきましたように7,399万6,000円という金額が書いております。これにつきましては、使用料減免に係る7,300万円——消費税を抜いた金額なんですけども、今回、市民の皆様から頂くべき使用料を減免させていただくんですけども、そのうちの消費税を抜いた分が7,300万円。あとすみません、通信運搬費が99万6,000円、別に計上させていただいております。その合計額が7,399万6,000円ございます。

それと、全協の資料の3枚目の一番下段に下水道施設（209万4,000円）とございます。これにつきましては、6月補正でお願いしました電気料高騰分に係る部分について、措置をさせていただいておるところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第45号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は可決することに決しました。

---

#### 日程第15. 議案第46号

○議長（江藤 芳光君） 日程第15、議案第46号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

説明を求めます。人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（石井 良忠君） 人権・同和対策室の石井です。議案書の5ページをお開きください。

議案第46号人権擁護委員の推薦について。

うきは市人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。令和4年9月2日提出。うきは市長高木典雄。

令和4年12月31日をもちまして4名の委員が任期満了となりますので、別紙に記載しておりますとおり、1名の再任と3名の新任の者を推薦するものでございます。住所、氏名、生年月日、職業につきましては記載のとおりでございます。任期につきましては、令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3年間となります。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

今回、4名の方の推薦ということですが、市のほうとしてそれぞれの方に依頼されたと思いますが、それぞれの抱負とか、どのように考えてあるのかをお尋ねしたいと思います。特に人権擁護委員につきましては、最近といいますか、子供のいじめの問題等々、あるいはコロナ禍の貧困の問題等々抱えてあるのが増えてきたんじゃないかなと思っておりますので、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 石井室長。

○人権・同和対策室長（石井 良忠君） 御質問いただきました。

今回、お話をさせていただく中で、それぞれの皆様につきましては、基本的人権がやはり侵害されることのないよう、人権が尊重されるまちづくりが重要な課題であるということは認識をされておられまして、そういった上で、これまでの経験をもって頑張らせていただきますというふうな趣旨のお話はいただいておりますのでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第46号につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第46号は適任とすることに決しました。

---

### 日程第16. 議案第48号

○議長（江藤 芳光君） 日程第16、議案第48号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。江藤市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働推進課の江藤でございます。よろしくお願いいたします。

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第48号財産の取得について。

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及びうきは市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第3条の規定により、議会の議決を求める。令和4年9月2日提出。うきは市長高木典雄。

1、取得する財産の表示、消防タンク自動車1台。

2、取得価格、2,742万1,420円。

3、契約の相手方、住所、福岡県久留米市梅満町136番地5。氏名、株式会社倉重ポンプ商会。代表者、代表取締役倉重功。

4、契約の方法、指名競争入札。

本議案につきましては、平成6年10月に購入いたしました第6分団第1詰所の消防タンク自動車が老朽化しておりますので、消防車両更新計画に沿って買い換えるものです。入札に当たっては、消防自動車の販売業者として市の指名登録名簿に登録された業者から5社を選定し、指名競争入札で実施しております。取得価格につきましては、入札金額に消費税及び地方消費税、自動車重量税、自賠責保険料、リサイクル料金を加算した金額となっております。なお、本車両につきましては、令和6年2月末までの納車予定となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 私も現役でタンク車入れた経験があります。これは分団からの要望でタンク車を入れるものか。実は何でこういう質問をするかということ、物すごく機動力が悪いですね、タンク車は。車体も大きくなります。そして、多分これ、大型免許でないと乗られ

んとかないという想像をしておりますが、入れた理由ですね。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 今回の消防タンク車ですけれども、消防車両更新計画というものをつくっております。そちらに沿いまして、計画に沿って更新をしているところでございます。

タンク車が現在、吉井町域に1台と浮羽町域に1台ございまして、吉井町域にもう一台、水槽つきのポンプ車がございます。うきは市は消防水利が少のうございますので、タンク車の重要性を考えまして、今回、配備としたところです。

なお、分団のほうとは十分協議をしております。今回、購入に当たって、仕様等についても分団と協議をした上で仕様の確定に至っております。なお、こちらの車両なんですけれども、7.5トン未満になっておりますので、免許といたしましては、準中型免許証になります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 中型は従来の普通免許の表現でいいんですか。どうぞ、教えてください。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 免許証といたしましては、普通免許証、最近取得した方は3トンまでとなっておりますので、申し訳ございません。3.5トン未満までしか普通免許証では運転できませんので、そちらの解除といたしますか、準中型免許証の取得をしていただくようお願いしております。その際の金額につきましては、市のほうから全額負担をさせていただいているという形で、免許取得のほうをお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 今話を聞いとると、普通免許じゃ乗られんということですね、中型。全団員中型免許を取らせるということですか。誰が運転するか分かんのですよね。これ、一番早か人が運転するけん。

それと、搭載しとる水の量、全開で出したら2分ももてんですね。初期消火、これ、消化器と変わらんとですよ。それにこの二千何百万円ですね。果たして必要なのかと。分団からの要望があったなら、私としては何とも言いませんけど、役所の押しつけならやめていただきたいと思えます。（発言する者あり）

○議長（江藤 芳光君） 伊藤議員。これはもう、予算で議員はみんな認めて、そのときの質問なら意味があります。これはもう、入札が終わって、そして財産取得の条例に基づいての2,000万円を超えているから、契約、議会という、議決の事項になっていきますけど、今の伊藤議員の質問は、この予算を可決するときにする質問であって、それは認めた上での、買うことは認めてしまってますからね。（発言する者あり）そうです。確かにそうかもしれませんが、事

実上、もう議決した事項ですから、あとはもう、運用の希望として述べとってください。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） そこまで言われるなら、そりゃあ引っ込めます、発言は。それでも今から、もしもこういう10年か20年か使うけん、そういった先のほうになると思いますが、それよりか私は、防火水利のほうを充実させていただきたいと思います。タンク車は物すごく機動力が悪いとですよ、あれ。足はのろいし。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 消防車両と別に消防水利のほうは、防火水槽並びに耳納山麓の水源を利用した消火栓のほうも十分やっていきたいと考えております。消防水利の確保については、十分努めていきたいと考えております。

以上です。（「もう一個、答弁もろうとらんばってん、免許証、全員取らすと……」と呼ぶ者あり）

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 免許証につきましては、全ての団員に取っていただくようお願いはしております。ただ、仕事の都合上、なかなか時間が取れない方もいらっしゃいますけれども、全員の方にとっていただくようお願いをしております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第48号につきましては委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は可決することに決しました。

## 日程第17. 議案第51号

○議長（江藤 芳光君） 日程第17、議案第51号うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課の吉松でございます。よろしくお願いいたします。

お手元議案書の11ページを御覧ください。

議案第51号うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案の朗読は省略させていただきます。

まずもって今回の条例の制定につきましては、上位法令、それからこの条例の成り立ち、仕組みが非常に複雑で修正箇所も多くなっております。少し説明が長くなりますことをあらかじめ御了承ください。

それでは、少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少が進む中、育児の事情を有する者も含め、誰もが性別に関わりなく個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することが一層重要な課題となっております。このような状況から人事院は、男性職員による育児の促進や、女性職員の活躍促進をさらに進めるため、令和3年8月10日、内閣及び国会に対して、国家公務員の育児休業等に関する法令の改正についての意見の申出を行ったほか、人事院規則の改正等による休暇、休業等に関する措置を一体的に講じることとし、令和4年1月1日、同年4月1日及び同年10月の3回に分けて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を行うこととしております。

本市におきましても、令和4年10月1日施行の地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に基づく育児休業の取得回数制限の緩和に加え、国家公務員の勤務状況との均衡の原則に基づき所要の改正を行うことで、市職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するものでございます。

なお、今回の条例改正は、国家公務員が行いました制度改正に順じて条例改正を行うものでございまして、基本的に国からの準則等に従いまして改正をするものでございます。

まず、お手元12ページからの規定部分につきましては、大きく3点改正点がございます。

1点目としまして、現在、非常勤職員の子の出生後57日間以内の育児休業を取得する場合の要件を緩和するものでございます。

2点目としまして、非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化を規定するものでございます。

3点目としまして、育児休業の取得回数制限の緩和でございます。育児休業の取得が原則2回まで可能になること、それから併せまして、育児休業等の計画書の申出が不要となり、条文を削除するものとなっております。

改正の内容の説明につきましては、新旧対照表により御説明をさせていただきます。新旧対照



表は3ページを御覧いただきます。

まず、第2条第1項第3号ア（ア）についてでございます。地方公務員に係る育児休業の取得が可能な職員につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定に基づき、条例で育児休業をすることができない職員を定めることとしております。この第2条第1項第3号ア（ア）では、育児休業することができない職員を規定する部分について、先ほど1点目として述べました非常勤職員につきましては、子の出生の日から57日間の末日から6か月を経過する日までに引き続き採用され、または更新の見込みがある場合において、子の出生の日から57日以内の育児休業を取得することが可能とする取得要件の緩和を行うこととなっております。

次に、同じく3ページの第2条第1項第3号（イ）、それから、次のページの4ページの第2条の3第3号、それから、5ページの第2条の4についてでございます。

こちらにつきましては、非常勤職員につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の第2条第1項の規定に基づき、条例で育児休業の取得が可能な日について定めることとなっておりますが、今回、これら第2条第1項第3号の（イ）、それから第2条の3第3号、それから第2条の4、この改正につきましては、先ほどの2点目として申し上げました非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化を行うものでございます。平たく言いますと、現行制度では、非常勤職員またはその配偶者の育児休業開始日は、1歳及び1歳6か月到達日の翌日となっておりますが、改正案におきましては、子の1歳到達日以降、例えば1歳から1歳6か月、それから1歳6か月から2歳における非常勤職員の育児休業に関して、夫婦交代で取得をできるように、しかも、各期間1回ずつ可能にするように改正するものでございます。

続きまして、新旧対照表の6ページから7ページにかけての第3条第1項第5号、第7号についてでございます。

地方公務員に係る再度の育児休業の取得ですね。再度の育児休業の取得に当たりましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の第2条第1項の規定に基づき、条例で再度の取得に関する特段の事情を定めることとなっております。特段の事情があれば、再度の取得ができるよということになっております。第3条第1項第5号、第7号では、その再度の取得に当たっての特段の事情を定める規定について、育児休業等計画書の申出及び復帰後3か月以上の期間を経過が必要であったわけですけれども、これを削除しまして、取得回数制限の緩和によりまして、申出及び経過期間が不要となってくるということでございます。

併せまして、7ページの第3条第8号を改正しまして、任期を定めて採用された職員に関しまして、任期の更新等があった場合の規定を整備するものでございます。

最後に附則におきまして、本条例の施行期日につきましては、令和4年10月1日と定めております。なお、本条例改正の基本的な考え方につきましては、去る8月25日全員協議会の折に

説明させていただいたとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

最近の新聞にもこのような男性の育児休暇を取りましようとか、正規の会計年度任用職員等のお話が出ておりますが、まず1点目は、管理職の方は、自分の課の職員が正規であり非正規であれば、育休、産休を取るといような状況は把握してあるのか。

2点目、管理職の方は、育児休業を取らない理由を、あるいは取れない理由を把握してあるのか。

それから3点目は、この条例改正に関する周知徹底はどのようになされているのか。

そして4点目は、会計年度任用職員の対象については最後にぺらぺらと言われたんですが、会計年度任用職員で産休、育休を取った場合は、4月以降も続いて採用、任用できるものなのか。それとも3月31日で終わりですよというものなのか、ちょっとその辺がよく分かりませんでしたので、以上4点、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） すみません、ちょっと説明が、息が続きませんで、明確じゃございませんで失礼しました。

まず4点、御質問いただいたと思います。まずは管理職については、部下の職員、所管の職員の育児休業等の取得要件については把握されているのかということだと思いますけれども、まずはそういう取得の職員の意向がある場合は、まずは管理職に報告、相談をしていただいた上で、総務課のほうに連絡があるというような仕組みになっております。

それから、育児休業を取らない理由につきましては、特に女性につきましては、ここもずっと取得率としましては100%を維持しております。男性につきましては、今回のこういった法令の改正等をきっかけに条例を改正していくということで、その中で男性の職員の育児休業の取得については、周知をしていきたいと思っているところでございます。

3点目の周知徹底につきましても、こういったことでこの条例を御議決いただきました上で、私どもとしては、こういったものが男性職員等につきましても、育児休業はどういった仕組みを作れば取得しやすいのかと、そういった辺りの検討を進めてまいりたいと思っております。

それから、会計年度の任用職員の件でございますが、こちらにつきましては、例えば、1年間任用期間が過ぎまして、その後も引き続き任用される予定がある場合は、引き続き育児休業が取れますよという仕組みでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 私が読んだ新聞記事と若干違うかなと思いますので、再度お尋ねいたします。

1点目、管理職に、育休を取る意向があれば総務課のほうに届けてもらいたいということですが、妊娠等が分かった段階で、私の読んだ新聞では、それは管理職がしなければならないということで、意向の有無はその後の問題ではないかなというふうに思っております。

それから2点目は、前回、全協のときにいただいた資料で、おおむね男性が7名から11名おられて、実際に取られた方は毎年1名ということだったと思います。その原因はどのように分析し、あるいはどのような指導をされてこの状態であったのかということ。

それから3点目が、会計年度任用職員の件なんですが、任用予定があればということで、その辺が非常にやはり立ち場、弱い会計年度任用職員たちが取れない、あるいは再度継続しての要望をしないということになるじゃないかなと思いますが、これは制度設計として、そのような形でよかったという理解でいいのでしょうか。

以上、3点お尋ねします。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） すみません、まず1点目につきましては、私の言い方が悪かったところもあろうかと思えます。もちろん女性職員につきましては、妊娠等の把握ができた段階で、当然ながら、私どもとしても育児休業の取得に向けて周りが動き出すというような状況でございます。

それから、男性の育児休業につきましては、やはり男性としますと、こういう言い方がいいかわかりませんが、女性と違って、例えば、妊娠の届出があるという状況にはございません、今のところですね。例えば、配偶者の方が妊娠されているというのは、なかなか外からじゃ分りにくいところがあったり、それから御自身がじゃあ、育児休業を取るつもりなんだよということも、外からはなかなか見えないところがございます。そういったところをどう、私どもとしては拾い上げていくかということが今後の課題だと思っております。

それから、最後の会計年度任用職員の育児休業の取得に関するものにつきましては、やはりどうしても制度上、上位法としてはこういったたてつけになっておりますので、それに従いまして設計しているところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。3回目。

○議員（7番 竹永 茂美君） 1点目にしろ、2点目にしろ、3点目にしろ、この趣旨を生かす

ために、これを取らないでくださいみたいな指導は一切行わないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） おっしゃるとおりでございます。私どもとしては、できる限り仕組みの中で取得をしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） この育児休業等に関する条例というのは、男性女性関係なく子供たちを育てていこうやというので生まれたんだろうと思うんですよ。女性が育てないかんやらじゃなくて、いやいや、それというのは男性もということになると、やっぱりそういったのを推奨していかんと、これ、条例だけ作るんじゃないくてですね。

そうすると、令和3年度で言うなら、うきは市の職員にそういった該当者が何人おるのか。男性が何人おるのか、女性が何人おるのか。全てじゃないと思うんですよ。お子さんが生まれて、この期間やらというのが、育児休業期間やらが定められているんだから。そういった対象者をまず把握することを、じゃないとなかなか推奨ができない。そして、男性職員の取得率がどのくらいなのか。女性職員がどのくらいなのか。それがもし分かってあるなら、令和3年度でも。そういったので推奨やらという取組になっていくんだろうと思いますから、令和3年度でそういった把握がされているのか、伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） おっしゃいますとおり、子育てにつきましては、男性、女性どちらがするという問題じゃございませんで、共同で行う必要があるということ、まずは職員に周知していく必要があると思います。

くしくも先週の土曜日でしたか、市民の方向けに男女共同参画の講演会、映画だったんですけども、映画の上映会をしております。その前の日には職員向けに、内向きに同じものを見て、私どもも子育ての大変さ、それから女性だけじゃなくて男性も、男性が参加とかじゃなくて、男性と女性共同で子育てをしますよと、そういう意識を非常に上映を見まして感銘を受けまして、そういった意識を私としても持ったところでございます。こういったことを含めて、いろんな施策といいますか、周知方法で、そういった意識の改革をしていきたいと思っております。

過去3年間の男性職員の育児休業の取得状況でございますが、まず令和元年度につきましては、対象者が8名に対しまして、取得者がゼロ。それから令和2年度につきましては、対象者が14名に対しまして、取得者が1名、割合で言いますと7.1%。それから令和3年度につきましては、対象者9名に対しまして、取得者が1名ということになってまいります。この件につき

ましては、8月25日の全員協議会の中でも資料としてグラフとして御説明したところでございました。こういったものにつきましても、特に男性職員につきまして意識を変えていくことと、それから取得を促していくこと、これをどう仕組みをつくっていくかということを今後、内部で協議していきたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかに。3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 2点申し上げます。

1点目は市長にちょっと要望なんですけど、私が知らなくて、もう既になされてたらいいんですけど、「イクボス宣言」というのをいろんなところで、小泉進次郎元環境大臣もしたかのように記憶しておりますが、高木市長、そういうお考えがあるか、やっていただきたいなと思っております。

それからもう一つが、「里親制度」というのがあります。ここで申し上げるのは、新生児を引き受けるような里親がこれから現れた場合、対象に、その職員でそういう方が現れた場合、対象になるのかどうなのか。その2点をお伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 私のほうからイクボスについて触れさせていただきたいと思えます。

四、五年前、市役所の中でも相当議論したんですけども、他の自治体で首長が宣言をしているところも承知していたんですけども、まだまだそういう状況ではないというか、私自身がまだまだそこまでいってないということもあって、ちょっとそこまで踏み込めないこともありました。

しかしながら、先日、西日本新聞の一面に大きく佐賀県庁のモデル事業が紹介されておりました。そういうこともしっかり私自身、情報を取りながら、今まさにうきはの大きな課題というのは、少子化対策をどうするか。そのためには様々な課題があるかと思いますが、そんな中の大きな1つとして、この夫婦、男性女性問わず、子育てに専念するというのは非常に重要な課題だと思っておりますので、そういう面では、しっかりまた私自身も認識を深めていきたいと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 2点目の里親制度に基づく、例えば新生児の方を引き受けた場合に、それが該当するのかというお話だったと思えますけども、まずはお子様の養育する、子供の規定としましては、育児休業法の先ほどからの話のように、第2条の1項に規定される方を対象とできますよというところがございます。その中につきましても、いわゆる里親制度にて引き受けられた子供の定義については、ざっと見る限りでは今のところ表記がないように感じております。

この場で結論をはっきり出すのはあれですが、そういった制度が必要なタイミングがあれば、そういったところについても協議を引き続き続けてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 国の制度が遅れてるという見方もできると思いますので、今のところないとは思ってますけれども、今後出てくる可能性はあると思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） この議案について、内容について、賛成の立場から今までの議論経過の中で1つお尋ねと、1つ要望をさせていただきます。

上位法等も読み込みました中で、今回うきは市として、この条例を制定されることについては大いに賛成をする立場でございます。また、子育て世代の一員としても、非常に心強く思っているところでございます。

その中で1点、現状の、既に正規職員の皆さんにおかれましては、今回、条例が改定されるような内容についても、やられている中で、先ほど課長の答弁にもありまして、非常に男性の取得率も少ないという中で、現行、正規職員の皆さんに対してどのような産休や育休の取得促進の取組をされているのかということ。何か特異的なことをされているようであれば、その内容についてお知らせいただきたいのが1点。

あとは要望になりますが、先ほどからの課長の答弁並びに質疑等の答弁等を聞いておりますところで、非常に今後、男性の方であるとか、あと女性の妊娠をされた方等については、積極的に取得をしていただきたいという旨の発言はあったんですが、私のほうの、これは私の考えでもあるんですが、男性が取りにくい理由のもう一つが、恐らくキャリア形成上の問題があるんじゃないかというふうに認識をしております。育休を取って仕事を休むことで、ほかの同期職員であるとか、周りの職員等にキャリアの差が発生する。そういったことも、私も民間企業に勤めておりましたので、なかなか男性の育休取得が進まない原因の1つとして、そういった育休を取ることによって周りとの差が生じたり、自分の仕事のキャリアに影響が及ぶというようなことがあるというふうに認識をしております。

また、会計年度任用職員の皆さんにおかれましては、今後、引き続き継続をいただけるのかとか、今、働いている仕事、やりがいをもってやられている仕事を今後も継続してやれるのかというところに大いなる不安を抱いて、取得をためらわれているのではないかとこのように懸念をしております。そういったところに対して、しっかり市がサポートしていただくというようなところに少し着目を置いていただければということは要望にとどめておきますので、ぜひ担当部署で御

検討いただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 3点ほど、御要望なり御意見をいただいたと思っております。

まず、男性向けの育児休業の取得につきましては、はっきり申しまして、特段ここで申し上げるような特別なことはやっておりませんが、1つ、先ほどのような映画ですとか、いろんな研修ですね。そういうワーク・ライフ・バランスなどの研修、それから今、男性が取っている育児休業の取得者は少のうございますが、その職員たちの体験談、こちらを内向きに、職員向けでございませけれども、披露しているというインタビュー記事を載せているという状況はございます。取得者については随時そういった形で、皆様にこういう形でやっていたよというようなことでお知らせはしているところでございます。

今後、こういったことで議案、御承認いただけますならば、さらにそういったところについて仕組みを組み立てていきたいと思っております。

それから、男性が育児休業を取得しにくい状況ということで、そのうちの中の1つとして、キャリア形成があるのではないかという御質問がありました。私どもとしては、そういった意識は全くないつもりではございますけれども、やはり取得をためらってらっしゃる方の中には、そういった思いももしかしたらあるのかもしれない。そういったところについては、いろんな要望とか、そういったものを酌み上げながら、こういった形が一番スムーズに取得ができるような仕組みにできるかというところも今後、検討してまいりたいと思っております。

それから、最後に会計年度任用職員の方につきましても、なるべくそういった任期の継続の関係で、ためられるような状況にならないようなことができるかどうか、検討を続けてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほか、いらっしゃいますか。2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 育児休業等につけ加えてということで、ぜひ御検討のほうをしていただきたいのが、不妊治療に関わる休暇、国家公務員対象ということだと、もう人事院のほうが出産サポートの休暇制度のほうは昨年発表されていますし、その中で非常勤職員についてももちろん言及がございます。福岡市のほうでも、令和2年から取組のほうが始まっているような状況です。育児休業ももちろんそうなんですけれども、今、やはり晩婚化ですとか、そういったところに伴って、不妊治療をされる方が非常に増えているなという実感がございます。それは女性、男性関わらずです。やはりお子さんを持ちたいというところで、頑張っておられる方々が、時間給とかのような形でもいいので、取り組みやすい職場環境を整備していただけたらなという

ふうに考えます。要望です、よろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 御提言ありがとうございます。

実のところ申しますと、この大きな育児休業に関する改正の流れといいますのが、市役所ベースで言いますと、市議会の3月議会、今年ですね、3月議会にも第1弾としていろんな条例を御議決いただいた経緯がございます。たしかその中に妊娠に関するものにつきましても、制度としてあったと思います。大変失礼しました。昨年の12月議会でございます。昨年の12月議会の時点で、そういった仕組みを設けさせていただいております。そういったものについても、引き続き周知をしていく必要があるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第51号につきましては委員会付託を省略したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は可決することに決しました。

---

### 日程第18. 請願の委員会付託

○議長（江藤 芳光君） 日程第18、請願の委員会付託を行います。

今まで受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、会議規則第86条の規定によって所管の委員会に付託をします。

---

○議長（江藤 芳光君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

連絡します。明日9月3日から9月4日までは休会とし、9月5日本会議を開き、一般質問を



行います。

それでは、本日はこれで散会します。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後 2 時 24 分散会

---